## 第3回 環境社会配慮ガイドライン改定 に関する諮問委員会

日時 2020年10月6日(火)14:01~17:30 場所 JICA本部 1階113会議室およびオンライン会議

(独) 国際協力機構

諮問委員

石田 康典 経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 室長

織田 由紀子 JAWW (日本女性監視機構) 副代表

木口 由香 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長/理事

黒木 浩則 株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル

道路交通事業部道路計画部 次長

近藤 嘉智 財務省 国際局開発政策課 開発企画官

杉田 哲哉 三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー

杉本 留三※ 環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長

鈴木 克徳※ 特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議 (ESD-J) 理事

田辺 有輝 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター

(JACSES) プログラム・ディレクター

原嶋 洋平※ 拓殖大学 国際学部 教授

日比 保史 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事

三宅 且仁 一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事

村山 武彦 東京工業大学 環境・社会理工学院 教授

持田 憲一 三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐

八木 浩治※ 外務省 国際協力局 事業管理室 室長

山谷 清志 同志社大学 政策学部·大学院総合政策科学研究科 教授

日本評価学会 会長

(敬称略、五十音順) ※会議室参加

## **JICA**

折田 朋美 企画部 参事役

岡田 篤 企画部 総合企画課

中曽根 愼良 審査部 次長

加藤 健 審査部 環境社会配慮審査課 課長 小島 岳晴 審査部 環境社会配慮監理課 課長 古賀 藍 審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

加藤 めぐみ 審査部 環境社会配慮監理課

〇折田 それでは、まだ若干委員の接続確認をしているところでございますが、お時間になりましたので、第3回JICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会のほうを始めさせていただきたいと思います。

本日もオンライン、それから会場、傍聴室という形でつないですすめていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、原嶋委員、本日も座長をよろしくお願いいたします。

〇原嶋座長 原嶋でございます。

それでは、第3回JICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を開催いたします。

既にご案内がありましたけれども、本日私の承知している範囲では、12名の委員がオンラインでご参加、私を含めて4名が会議室で参加をさせていただいております。併せてこちらの情報では9名の方が同じ建物の別室で傍聴という形でご参加をいただいております。本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に議事次第が配られていると思いますけれども、議事次第に従いまして、まず 本題に入ります前に前回の振り返りということで事務局からよろしくお願いします。

〇折田 改めまして、JICA事務局の折田でございます。

前回の振り返りといたしまして、2点報告いたします。1点目はガイドラインのレビュー調査の結果について、前回も取り扱われましたが、改めてその調査報告書自体の共有がなされたほうがいいのではというご意見をいただきまして、委員の先生方にはリンクを送付しております。ご確認ください。

それから、もう1点ですが、必ずしも助言を全て記載した形でのパワーポイントを作成してございませんでしたので、助言一覧をひとつらなりにして事前資料として改めて配付させていただいておりますので、こちらもご報告いたします。

以上です。

〇原嶋座長 ありがとうございました。今の2点でございますけれども、もし今の点で確認したい 点がございましたら挙手といいますか、サインを送っていただきたいと思いますけれども、よろし いでしょうか。

また後ほどでも結構ですけれども、もしございましたら。

特に今のところ見当たらないようですけれども、もし何かありましたら後ほどまた頂戴したいと 思います。

それでは、本日の本題に入りまして、前回1から4のテーマについてご説明をいただいて、質問などをお受けした形ですけれども、実は本日もそれに引き続きまして、5、6、7、8のテーマについて現在までの議論の到達点についてご説明をいただいて、その内容について明確にする形でご質問などを承りたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。テーマごとに区切りながら進めさせていただきます。

それでは、まずテーマ⑤でございまして、人権、ステークホルダー、ジェンダーでございます。 これにつきまして、まず事務局よりご報告を頂戴します。

〇加藤 JICA審査部、加藤です。テーマ⑤の人権、ステークホルダー、ジェンダーにつきましてお

配りしました配付資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

ページをめくっていただいて、スライド3の論点のところでございます。人権、ステークホルダー、ジェンダー、これは大きくレビュー調査のところでは二つの論点に分けられるかなと思います。一つ目が論点5.1で人権の尊重に当たっての例示についてです。ガイドラインの中でも社会的な弱者への配慮の例示をしておりますけれども、そこに追記をするかどうかというところが一つ目の論点、また、論点5.2、5.3はステークホルダー関与の在り方というところでございます。

それでは、スライド5のほうにいっていただきますけれども、レビュー調査で明らかになったところをまずご説明させていただきます。

2010年4月からガイドラインの運用してまいりましたが、この10年の間の大きな変化としては、一つ目のポツの開発協力大綱が制定・発表されたことが挙げられます。その中では、基本方針の「人間の安全保障の推進」というところで脆弱な立場に置かれやすい対象として、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等が明記をされております。一方、JICAのガイドラインを見ますと、JICAガイドライン上は2.5に「社会環境と人権への配慮」というところで、社会的に弱い立場にある方々の例示がされておりますけれども、そこは女性、先住民、障害者、マイノリティと記載されています。また、環境社会配慮の分析、また、配慮する項目のところでも挙げられているのは、貧困層、先住民などの社会的に脆弱なグループ、ジェンダー、子供の権利、そういったものが挙げられておりますが、開発協力大綱で言及されている難民・国内避難民、高齢者、そういったところの記載がないというところが一つございます。

また、JICAのガイドラインにおいて大きな乖離がないことを確認する対象である世銀のセーフガードポリシー、その新しいフレームワーク「Environmental and Social Framework」での記載でございますけれども、最初のビジョンのところで大きく人権尊重および社会的弱者、社会的に脆弱な人々への配慮の重視が言及をされております。それと同じような形でJICAのガイドラインでも2.5のところに最後の下から2行目ですけれども、「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」というところで言及されております。そして、世銀のフレームワークでは、個別のESSにおいて人権に考慮したようなセーフガードポリシーが立てられているというところになります。

次のスライド6にいっていただきまして、この10年の間でのもう一つ大きな変化としましては、 国連の場において「ビジネスと人権に関する国連指導原則」が国連人権理事会で全会一致で支持を されております。これはビジネスの現場での人権尊重ということで、それに対する3つの柱という ことで、企業を含む第3者による人権侵害から保護する国家の義務のアプローチが一つ目の柱、ま た、企業の責任という二つ目の柱、そして、救済へのアクセス、何らか人権侵害があったと想定さ れるところでの救済プロセス、この3つの柱からなっております。

日本政府では、この指導原則の履行にコミットしておりまして、今それに基づく国別行動計画の作成作業が行われているところでございます。2020年秋、この秋に行動計画を公表する方向でこれまでもパブリックコメントも行われておりますし、策定作業が進められているというところでございます。

以上がレビュー調査でも明らかになりましたこれまでの動き、また、世銀の状況でございます。 次のスライドにいっていただきまして、それらを踏まえた助言の概要でございます。 一つ目のポイントにつきましては、論点5.1にも関係した社会的弱者の追記の議論についてでございます。ここでは具体的に難民・国内避難民、高齢者、そして、性的指向・性自認に基づく社会的弱者等をガイドラインもしくはFAQにおいて例示するということが望ましいということが助言として出されております。

また、複合的・交差的要因に配慮するということで、例えば難民×(かける)女性、もしくは難民×(かける)子供、複合的にこういった要素が絡み合うと、さらに社会的に脆弱な立場に置かれることに留意して、こうした複合的・交差的要因に配慮すべしというところが助言に出ております。また、二つ目のポツですけれども、JICAでも民間ビジネスの振興をサポートする民間連携事業というスキームがございますけれども、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」は、まさに企業のビジネスにおける人権尊重というアプローチでありますので、この指導原則の遵守、そして、それに基づく政府の国別行動計画に則した実施がなされるように仕組みを検討すべしというところが挙げられております。

引き続き論点5.2、5.3のステークホルダーに関するところをご説明させていただきます。

スライドの9のところでございますけれども、ステークホルダーに関する世銀の規定について振り返ってまいりたいと思います。

一つ目のポツのところでは、ステークホルダーの定義ということで、(a) プロジェクトにより 影響を受ける個人や集団および、(b) プロジェクトに関心のある個人や集団、これはJICAのガイ ドラインでの定義では現地ステークホルダーとステークホルダーと二つに分けており、区別の範囲 に若干の違いはございますけれども、網羅する全体の範囲としては同じ取り扱いがされております。

二つ目が今回世銀のESFで大きく変更があったところ、新しく出てきたところとして、Stakeholder Engagement Planの作成、実施でございます。このSEPと呼ばれるものは、まず関係するステークホルダーを特定した後、そのステークホルダーの関与についてその方法や提供すべき情報の種類、ステークホルダーを関与させる機会の詳細、そういったものをできる限り審査の上流のタイミングで公開していくというものです。私どももいくつか個別案件の文書自体を見ましたけれども、結構分厚い大部のものが作られているというところでございます。

また、三つ目のところ、世銀ESFで強調されているmeaningful consultation、意味ある協議というところでございます。これはJICAのガイドラインの「現地ステークホルダーとの協議」のところに盛り込まれている内容でありますけれども、双方向のプロセスというのを重視しております。

以上が世銀の規定の内容でございます。

次のスライドに参りまして、JICAガイドラインに基づく運用状況でございます。

一つ目のポツのところは、ステークホルダーの分析についてでございます。これまでガイドライン、また、リファーしている世銀のセーフガードポリシーあるいは途上国のEIAの法規でもステークホルダーの分析の仕方、要件というのは明確に整理・規定されているものではなかったので、実務的には社会的弱者を特定したり、ステークホルダーの範囲を分析したりということが行われていますけれども、文献としてEIA、RAP等に明確に記載されている例は少なかったというところで、レビュー対象の90案件のうち実施が確認されたのは16案件というところでございます。

ただ、一方で社会的に抑圧され得る、抑え込まれる懸念等の対応策として、特定のグループを抽出した協議、フォーカスグループディスカッションを実施している事例も見られております。

また、二つ目の社会的弱者の配慮事例ですが、90案件中60案件で社会的弱者への配慮はガイドラインに規定されているとおりに対応されてきているというところでございます。残り30件はカテゴリFIの7件、また、既存の施設内で実施する案件となります。FIですとまだ案件が特定されていないので、社会的弱者も特定しようがないですし、また、既存の施設の中での案件実施となりますと、影響の範囲も限定をされているということで、そういった例は確認をされていませんけれども、それ以外はきちっと社会的弱者への配慮がされているというところでございます。

以上がJICAの運用状況のレビュー結果でございました。

そして、それらに基づく助言がスライド11でございます。

一つ目は方法論のところでございます。ステークホルダー分析・特定、また、meaningful consultation確保のための双方向のコミュニケーション方法の採用、そういった方法論については体系化して整備すべしというところが助言の一つ目として挙げられております。

二つ目のポイントですけれども、ステークホルダーエンゲージメントプランについては、先ほどの世銀の取り組みをご紹介しましたけれども、必ずしもこれと同様の文書作成というのは求める必要はないけれども、このステークホルダーエンゲージメントプランで求められている重要項目はガイドラインの本文やFAQに含めていくということが考えられるというのが二つ目の助言でございます。

次の助言としましては、苦情処理メカニズムについてでございます。ガイドライン上は、この苦情処理メカニズムについて、非自発的住民移転のところに言及をしております。ただ、この魔訶ニズムは非自発住民移転に関連した人々やコミュニティに限定するものではなく、自然環境影響についても、また、移転以外の社会影響についてもステークホルダーからの苦情があれば広く対象として扱えるように、JICAガイドラインでも苦情処理メカニズムの記載を定めておくべきではないかというところが助言の三つ目でございます。

そして、最後はステークホルダーの切り分け方でございます。JICAのガイドラインでは、現地ステークホルダーとステークホルダーという分け方をして、現地ステークホルダーには被影響住民に加えて、その現地で活動しておるNGO等も含めて少し広く現地ステークホルダーと定義をして、現地ステークホルダーの協議ということをガイドラインで定めております。それ以外にステークホルダーは全世界に多数おられますので、そうしたステークホルダーへの対応もガイドラインで規定しているというところでございます。これが世界銀行の被影響住民、プロジェクトから影響を受ける個人や集団とそれ以外の関心がある個人や集団という分け方と異なるので、その取り扱いは再検討したほうが良いという助言でございました。

以上、事務局からのご説明でございます。ありがとうございました。

〇原嶋座長 ありがとうございました。

それでは、まずテーマ⑤の人権、ステークホルダー、ジェンダーについての現在までの議論の到達点についてご報告いただきました。前回のとおり詳細な個別の意見については、次回以降いただいてまいりますけれども、まずは出発点として内容についての疑問点あるいは大きな方向性について何かポイントがございましたらご指摘をいただきたいと思います。

12名の方、オンラインでのご参加ということで、まずオンラインでご参加の皆様を優先させていただきまして、ご発言を希望される方はサインを送っていただきたいと存じますけれども、いかが

でございましょうか。

日比委員、聞こえますか。

- 〇日比委員 聞こえます。
- 〇原嶋座長 ご発言、お願いしてよろしいでしょうか。
- **〇日比委員** 私は特にコメント、質問等はございません。
- 〇原嶋座長 ほか、ご発言を希望される方がいらっしゃいましたらサインを送っていただきたいと 存じます。よろしいでしょうか。

それでは、一旦会議室のほうに戻しまして、会議室でご参加の3名の委員の中からもしご質問等 ございましたら頂戴したいと存じますけれども、いかがでございましょうか。

では、鈴木委員、お願いします。

〇鈴木委員 質問というか、意見というか、よくわからないんですけれども、人権の話の中で特に 脆弱な人々ということについて強調されていて、それはとても適切なことだと思うんですけれども、 人権の問題というのは必ずしも脆弱な人たちだけではなくて、全ての被影響地域の人々に関わって いるんだということがご説明からは必ずしもクリアでなかったような気がしたんです。それは次の ステークホルダーのエンゲージメントの話とも関わってくるわけですけれども、その点、クリアに なっているのかなということを確認させていただきたいです。

〇加藤 ありがとうございます。事務局、加藤です。

ご指摘のとおり人権尊重をすべからく全ての関わる方々への配慮の視点ということで、ご指摘のとおりステークホルダー協議のところもまさにその観点が反映された対応になっているというところでございます。今回のこの分析のところでは、広くレビュー調査でも扱いつつ、焦点となる問題を抽出してご説明させていただいたので、内容が少し社会的脆弱層のご説明に集中してしまったというところはご容赦いただければと思います。

以上です。

〇原嶋座長 よろしいでしょうか。

ほかに。どうぞ。

〇八木委員 論点の5.2、5.3において、世銀のESSの10「ステークホルダーエンゲージメントと情報公開」は、世銀の全てのInvestment Project Financing案件でSEPを作ると書いてあります。現行のJICAのガイドラインでもカテゴリをAからいろいろ分けており、世銀もカテゴリを分けておりますが、そのカテゴリいかんにかかわらず全ての案件についてSEPを作らなかればならないという理解でいいのかという点を確認させてください。

次にESS10のところでは、SEPを作って事業の影響を受ける人々、その他関心を持つステークホルダーを特定し、詳細を記載するべき情報について書かれています。他方で、次のページのJICAのガイドライン別紙1「社会的合意」対応状況に関するところで、ステークホルダー協議の確認において、ステークホルダー分析はJICAガイドライン、EIAの法規、世銀のOPなどで明確に要件が整理されていなかったとの記載があります。この分析というのは、ステークホルダーを特定するという作業を意味するのか、それとも別のことを言っているのか教えて下さい。

それから助言概要において、民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵 守や国別行動計画に即した実施がなされるような仕組みを検討する必要があるの記載がありますが、 これはJICAのガイドラインの話ではなくて、実際にそれが担保されるような仕組みを検討する必要があるという意見との理解で良いか確認をさせてください。

## 〇加藤 事務局、加藤です。

ご質問ありがとうございました。一つ目のステークホルダーエンゲージメントプランについてでございますけれども、ステークホルダーエンゲージメントプランはどのような場合に作るのかということで、世銀のESS10においては、そのプロジェクトの特性、規模、また、リスク、インパクトに比例をした形でステークホルダーエンゲージメントプランを作る、また、実施するということになっております。ここで明記はされておりませんけれども、恐らくモデレートな環境影響、JICAのプロジェクトで言いますとカテゴリCのような、環境社会配慮プロセスがスキップされる内容のものについては、SEPを別途作って公開するというところまではしていないのではないかと推察をしております。

二つ目の点ですけれども、ステークホルダー分析における、「分析」というところが何を指しているかというところでございます。世銀のESS10のところでは、まさにステークホルダー分析をstakeholder identification and analysisというところで規定しておりまして、その後にステークホルダーエンゲージメントプランとしてプロセスが書いているというところでございます。今回の助言およびその前のレビュー調査での焦点としては、ステークホルダーとしてどのような影響を受ける人たちがいるのかを特定するプロセスのことを「ステークホルダー分析」ということで分析しておりまして、それに基づいて助言においてもステークホルダーの分析・特定について方法論を体系化して整理すべしということが言われております。

併せて助言のところでは、その後のプロセスとして、キーワードとして双方向のコミュニケーション方法の採用ということも併せて助言をいただいておりまして、ステークホルダーを分析・特定をした後のステークホルダーエンゲージメントについて、双方向のコミュニケーションにも留意しつつ方法論を特定、体系化するということが助言で指摘されているところでございます。

最後の三つ目、民間連携事業のところの助言で「仕組みを検討すべし」と言及されているところについてご指摘いただきました。助言は民間連携事業についてビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即した実施がなされるような仕組みを検討する必要があるとの意見があり、包括的検討の議論の場でのやり取りを振り返りますと、ここでの想定はガイドラインにどのようにここで求められている内容を考慮して、仕組み化できるかというところを念頭に置いたご発言であったのではないかと思います。

ただ、おっしゃられるようにガイドラインの範囲内で扱う部分と、それ以外でもこのラギー原則に配慮して対応するものとがあり、これらをうまくJICAとしても今後の議論で切り分けをして、ここはガイドラインの中で扱う、ここはガイドラインの外だけれども、国別行動計画に基づいて対応する、そういったところを適切に仕分けをして議論してまいりたいと考えております。

以上です。

〇原嶋座長 八木委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

それでは、一応このテーマについてはここで一旦区切りにさせていただきたいと思います。

続きまして、テーマ⑥の労働、汚染管理、コミュニティでございます。まず、事務局からご説明

をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇小島 JICA審査部の小島です。

テーマ⑥については小島のほうから説明させていただきます。10分ぐらいで説明する予定なので、 ご容赦いただければと思います。

テーマ⑥につきましては、スライドの13枚目を見ていただくとわかるとおり、このテーマだけ ESSの章が3つにわたって議論しています。論点6.1の世銀ESS2、労務管理手順云々、論点6.2、 ESS3です。これは有害廃棄物あるいは病害虫管理、論点6.3がESS4ということで、これはコミュニティの安全と健康というのがESSの章になっています。なので、それぞれ別々に説明していきたいと思います。

まず、論点6.1についてはESS2で労務管理と労働安全衛生対策の参照の要否というところでございます。

スライドの15枚目にいきます。

まず、ESS2の中でどのように扱われているかというのを説明したいと思います。ESS2の中では、プロジェクトにおける労働者というのをそこのa)からd)まで4つに分類しております。まず、最初のa)がプロジェクト実施に携わる実施機関の労働者ということで、これは具体的に何かというと、実施機関で働くプロジェクトのために雇上された方々あるいはODAの世界でいうと、PIUに属する方がこれに該当します。b)はコントラクター雇用の労働者ということで、実際にものを作るコントラクターが雇用する労働者のことを意味します。ちなみに施工監理などを行うコンサルタントの皆さんもこの範疇になります。c)はコミュニティ労働者ということで、food for workというような事業をやる際に、プロジェクトの周りの方々に労働を提供していただいて、代わりに食料なり賃金なりをお支払いするというようなスキームがある場合に、そのような方々をコミュニティ労働者として位置づけています。d)が1次供給者の労働者ということで、1番わかりやすいのはメーカーさんに部品を供給する1次供給者で、1次供給の会社で働く労働者のことを位置づけています。このように4つに分けて、それぞれに対してどのような条件を課すかというのをESS2の中で定めています。

a) とb) に対しては、下の①から③、すなわち労働監理計画の策定、それと労働安全衛生対策の参照、それと苦情処理メカニズムの設置が求められるというところでございます。c) のコミュニティ労働者については、プロジェクトの性質規模に応じて労働監理計画と労働安全衛生の一部を導入するというようなことになっています。d) については、そこに書いてある①から③の対応は求められないが、児童労働や強制労働、労働安全面の重大な欠陥が確認された場合は、先方政府が改善措置を要求するというようなことになっています。これが世銀のESS2の考え方でございます。

スライド16番に移っていただいて、IFCについてはどうなっているかというところなんですけれども、労働監理計画とか労働安全衛生対策といった特定の文書名はないものの、重要な要素をほぼ等しく網羅しているというような状況でございます。現在のJICAガイドラインにおいては、別紙1の中で労働環境(労働安全も含む)というところで、配慮事項の一つに入っているというところでございます。

この論点においていただいた助言の概要なんですけれども、スライドの17枚目ですね。労務管理 や労働者の安全・健康について、世銀ESS2に記載されている項目を環境社会配慮の範疇とし、 JICAガイドラインに記載する範囲と契約などそれ以外の方策で対応する範囲を整理したうえで、 ESS2の趣旨を踏まえた検討をすべきとの意見がありましたというところでございます。

これは、私たちの事業においては契約においてゼネコンさんなり先方政府に労働安全などの担保 をしているというところもあるので、そこを整理すべしというようなご助言だと考えています。

続きまして、論点6.2というところでございます。これはESS3に該当するもので、有害廃棄物、有害化学物質、害虫管理に係る要件の参照の要否というところでございます。

ESSの考え方を示しているのが19枚目のスライドでございます。

1番目に書いてあるとおり、借入人は汚染物質の排出を避け、避けられない場合は、国内法またはEHSガイドラインのどちらか厳しいほうの要求水準と対策を取って緩和するというようなことになっています。

次は、借入人は有害・一般廃棄物の排出を回避する。回避できない場合は最小限にし、再利用する。再利用もできない場合には、安全な方法で処理・廃棄するというようなことが記載されています。

最後が借入人は国際的に認可された場合でない限り、化学あるいは有害物質の製造・取引・使用 を回避すると。借入人は、有害物質の使用を最小化するというようなところでございます。

次のスライド20枚目に移っていただいて、害虫管理についてもESSの中で書かれていて、文章が書いてありますけれども、総合的病害虫管理という考え方を選択したらいいんじゃないかというようなことが書いています。これは具体的に言うと、国際的に禁止された殺虫剤は使用しないなどの方策をきちんと取るというようなところでございます。IFCにおいても同様のことが書かれているというのが二つ目のポツでございます。

このポイントにおいていただいた助言がスライドの21枚目でございます。

世銀ESS3に記載のある化学物質や有害物質への対応について、対象とする物質およびその基準の考え方や検討の手順について、JICAガイドラインの記載要否を含めた扱いを明確にすべきとの意見がありましたというところです。

もう一つが病害虫管理については、総合的病害虫管理(IPM/IVM)の観点からJICAガイドラインに盛り込むか検討すべきとの意見が助言としていただいているところでございます。

引き続きまして、論点6.3でございます。これはコミュニティの安全と健康というところでの章 なんですけれども、スライドの23番目です。失礼しました。コミュニティの衛生と安全ですね。

一つ目が緊急対応計画の策定、例えば世銀の事業においてダムを造ると。それが建設中あるいは 供用後に決壊の可能性があるとなったとき、下流に住むコミュニティの皆さんにどのように危険を 知らせて避難なりをしていただくかというようなことを計画として作るというようなことが書いて います。

二つ目が特にダムについてはきちんとした専門家が安全対策を講ずるということが明記されています。

3つ目がさっきのESS3とも関係するんですけれども、有害廃棄物管理計画の策定というところで、 工事の過程あるいは供用において有害廃棄物が出る場合は、それをきちんと管理する計画も作ると いうようなところでございます。

続きまして、スライドの24枚目なんですけれども、これはコミュニティから注目したものなんで

すけれども、一つ目のポツが建設に当たって外から労働者の皆さんが入ってくるとコミュニティに 影響を与える可能性もありますし、労働者自身も感染症などの危険にさらされるというところから、 それについて配慮すべしというもの。

二つ目がこれはSecurity Personnelということで明記してあったんですが、保安員がコミュニティに対して暴力的な行為をやる可能性があるというところで、これもきちんと見ていくというようなことになっています。

三つ目が気候変動などの異常気象も踏まえてインフラ構造の安全自身をきちんと見るべきではないかということが書いてあります。特に発生のリスクが高い場合は、独立した専門家が構造物の設計の妥当性を確認するというようなことが記載されています。

最後にIFCにおいても同様のことが記載されているというところでございます。

いただいた助言なんですけれども、4ついただいています。上から工事中の安全配慮などについて、環境社会配慮の範疇とし、JICAのガイドラインに記載する範囲と契約などの方策で対応する範囲を整理したうえで、記載の可否を検討すべきという意見がありました。これは先ほどの労働管理と同じ話ですね。どこまでを契約で担保して、どこまでをガイドラインの中で見ていくかということだと考えています。

二つ目が供用段階に特にコミュニティへの影響が大きいと予想される構造物の場合には、世界銀行の緊急対応計画を参考にした計画の作成や実施について、JICAガイドラインへの記載の要否を検討する必要があるとの意見がありました。これは先ほど私が説明申し上げた例えばダムの場合ですね。

三つ目がESS4においてCommunity Health and Safetyというような書き方をされていますが、 Healthの意図するところは身体的な健康だけの意味ではなく、性的搾取・虐待およびセクシュアル ハラスメントやジェンダーに基づく暴力も含むハラスメント、さらにはHIV/AIDS以外の感染症も含 めるべき点に留意が必要というところでございます。

最後、これまで申し上げていませんが、構造物が生態系に影響をおよぼす場合、そこの生態系からサービスを得ているコミュニティの皆さんへの影響についても検討すべきというような話が出ていました。これは次のテーマ⑦の自然生息地にも関係するところだと考えています。

テーマ⑥の説明は以上でございます。

〇原嶋座長 原嶋です。どうもご説明ありがとうございました。

それでは、まずオンラインでご参加の委員の皆様の中で質問あるいはご意見ございましたらサインを送っていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

黒木委員、聞こえますか。

- 〇黒木委員 聞こえます。こちらの声は、大丈夫ですか。
- 〇原嶋座長 よく聞こえます。ご発言をお願いします。
- 〇黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。

質問なんですけれども、コミュニティという話がさっきから出てきていますけれども、そのコミュニティの規模感的なイメージはJICAさんのほうでどういったものをお持ちであるか、簡単に事例等を含めて説明していただけると幸いです。

以上です。

〇小島 JICA審査部の小島でございます。

世銀のESSにおいてコミュニティという単語を使うときの定義というのは特に書いていなかった んじゃないかなと思います。むしろプロジェクトの中で負の影響を受ける範囲という考え方をする のがこの場合は妥当なのかなというふうに思っています。

以上です。

- 〇原嶋座長 黒木委員、聞こえますか。
- 〇黒木委員 聞こえます。
- 〇原嶋座長 逆に多分この委員会のメンバーの中で最も現場をよくご存じだと思うんですけれども、 現場の感覚からいうと、コミュニティというのはどのぐらいの規模感で捉えていく必要があるのか という感覚があればちょっとご意見をいただきたいと思うんですけれども。
- 〇黒木委員 1番狭い範囲としては、プロジェクトの構造物または構造物が立地する村とか町のレベルだと思うんですけれども、影響ということになると、例えば健康的な意味合いであると相当大きい範囲におよぶので、そこはケース・バイ・ケースとして我々は理解せざるを得ないのかなと思って、念のため確認をさせていただいた次第です。
- 〇原嶋座長 ありがとうございました。また、ちょっとその点今後の改定の中で少し詰めていくということで、ご意見を頂戴するという形でよろしいでしょうか。
- 〇黒木委員 結構です。ありがとうございます。
- ○原嶋座長 ほかにございますでしょうか、オンラインでご参加の委員の皆様。

それでは、会議室に戻します。会議室でご参加の委員の皆様、ご発言ございましたらお願いしたいと。

鈴木委員、お願いします。

〇鈴木委員 ありがとうございます。

一つ質問と一つコメント的なものなんですけれども、質問というのは論点6.2で世銀ESS3、有害廃棄物、有害化学物質、害虫管理に関する要件の参照の要否というふうに絞っているんですけれども、その次のスライドにあるようにESS3というのは効率的な資源管理と汚染防止ということで、ずっと幅広い範囲を対象としています。なぜここで論点6.2、ESS3のところでこの有害廃棄物等に限定したのかということを教えていただきたいなと思います。

質問の趣旨は、明らかに大気汚染とかそういったところで議論すべき点があるんじゃないだろうかと考えるためです。今JICAのガイドラインで書かれている32ページの大気汚染の項目というのは、明らかにアウトオブデートだと思われるので、そこら辺についての議論があってしかるべきだったんじゃないかなと思うんですけれども、そういった議論がなされているのかどうか、それについては後日コメントは出させていただきたいと思いますが、なぜここに絞ったのかということについてのご説明をいただきたいというのが1点です。

それから、2点目は先ほど来、本来契約の中で実施されるべき事項とJICAのガイドラインの中で記載されるべき事項と使い分けが必要だという議論が何度もなされています。それは本来当然のことなんだろうとは思うんですが、いろいろ異議申立の関係を扱っていた関係からいうと、本来契約の中で記載されるべき事項であっても、住民から一体どうなっているんだとかクレーム、あるいは質問とかが出てくるケースが多々あるので、契約事項の中で書かれるからガイドラインの中では記

載しなくていいということには必ずしもならないんじゃないだろうかと考えています。そこら辺は書き方の問題というのがきっとあるだろうと思うんですけれども、そこそこわかりやすい説明を入れることを考慮していただけるとありがたいなという2点です。よろしくお願いします。

〇小島 JICA審査部の小島です。ご質問とコメントありがとうございます。

多分これESS3について私たちの提示した論点6.2が有害廃棄物、有害化学物質、害虫管理に係る要件の参照の要否というような問い立てをしてしまったので、そちらの議論が助言委員会の中では行われたのかなと考えていますが、スライドの19ページに書いてあるとおり、それよりは広い概念で1ポツに書いてあるとおり避けられない場合はとか、回避して最小化して最適な方法で処理・廃棄するというようなところは書いてありますので、それも考えながらガイドラインにどういうふうに取り込むかというのはやっていくんじゃないかなと思います。

助言委員会で包括検討のときに議論になったのは、どのような化学物質を有害とみなすかどうか、 農薬あるいは化学物質も含めてそれについての考え方も整理すべきじゃないかという意見をいただいて、それは国際的な条約とかを参照しながら、あるいは国の法律とかを参照しながら考えていくのかなと。世銀の各種文書においても、個別の物質まではまだ書いていないと承知していますので、 そこの考え方はいずれ整理が必要なのかなというところでございます。

もう一つ、私のほうで説明しました例えば労働についても化学物質についてもどこまでをガイドラインで見て、どこまでを契約で見るかというところはおっしゃるとおりだと思います。契約できちんと担保していても、どうしてもなかなか守られないものがあった場合、それをどういうふうに契約の中、そして、実施機関あるいは私たちのほうで見ていくかというのは一つポイントになると思います。ありがとうございます。

- 〇原嶋座長 補足ございますか。よろしいですか。
  - では、加藤さん。
- 〇加藤 事務局、審査部の加藤です。

1点補足ですけれども、1点目の資源管理、汚染防止のところでなぜこういった論点を絞り込んだかというところの補足ですけれども、これはレビュー調査において大きく世銀のガイドラインとJICAのガイドラインも見渡しながら、ここの部分が新しく大きく異なるポイントとして焦点を絞るべきという観点でこの論点を絞り込んでおります。全体の内容として鈴木委員のおっしゃるように項目としてアウトオブデートのところがあるというところはご指摘の点があるかと思いますけれども、それぞれのプロジェクトで既にガイドラインに基づいて汚染物質の排出についてのシミュレーションや国際的基準、現地基準に照らした検討というのはこれまで10年間連綿として行ってきている内容でありまして、そういったところは既にやっているという認識の下、大きく違うところについて論点を絞り込んだというところでございます。

以上です。

〇原嶋座長 今、鈴木委員からご指摘の点はガイドラインの32ページのモニタリングを行う項目の中の例示として大気汚染、いわゆる公害項目がいくつかあって、そこについては若干アウトオブデートではないかということのご指摘がありましたので、この点についてはまた次回以降、ご指摘などをいただきたいというふうに思っております。

ただ、この点はあくまでも例示ということで参照しつつということになっておりますので、その

点を踏まえて、また次回以降、詳細についてご指摘をいただきたいというふうに思います。いかが でございましょうか。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。会議室でご参加の皆様。

オンラインでご参加の委員の皆様、再度確認をさせていただきますけれども、ご発言あるいはご 質問等ありましたらサインを送っていただきたいと思います。

三宅委員、聞こえますでしょうか。

- 〇三宅委員 聞こえますでしょうか。三宅でございます。
- 〇原嶋座長 三宅委員、聞こえますので、ご発言をお願いします。
- 〇三宅委員 本日遅れて参加しまして、つい数分前に接続させていただきまして、今テーマ⑥を議論していると承知しましたので、一言発言させていただきます。

助言4で工事中の安全配慮等については環境社会配慮の範疇とし、JICAガイドラインの記載する 範囲につきいろいろ助言をいただいております。私最近知ったんですけれども、JICAでインフラ技 術業務部さんのほうがJICAスタンダード、safety specification for project inprimentation under Japanese ODAというタイトルで、分厚い工事中の安全配慮のガイドラインを今作成中だとお聞き しました。こういった非常に分厚いものができると承知しておりますが、こういったものを契約と しての一部に含めていただくという方向だと聞いておりますので、そういったものはしっかり守る ということを環境社会配慮のほうでは言及するというのも一つのやり方かなと思った次第でござい ます。

以上でございます。

〇小島 JICAの小島です。ありがとうございます。

まさにその点で例えば今おっしゃったような資金協力における工事中の安全対策というのは、私たちの安全管理部というところが見ていまして、インフラ部というところも含めて見ていまして、ちょっと話としては違うんですけれども、構造物の設計が技術的に正しいかどうかというのはほかの部署が見ているところがありますので、そういうのを合わせて、かつ環境社会配慮も含めてどのようにいいプロジェクトを作っていくかというところを工夫するというところだと思います。

以上です。ありがとうございました。

- ○原嶋座長 三宅委員、よろしいでしょうか。
- 〇三宅委員 承知しました。ありがとうございます。
- ○原嶋座長 契約とガイドライン、契約もいろんな種類が建設の契約あるいは土地収用の契約あるいは融資の関係の契約とかいろいろありますので、その点の整理はまた一応必要だと思いますので、 ご検討をお願いします。

それでは、ほかよろしいでしょうか。

特になければもう一つ進めさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。テーマ⑦に移ってもよろしいでしょうか。

それでは、一旦会議室も換気の必要がございますので、ここで10分ほど休憩させていただきます。 3時5分再開ということでお願い申し上げます。

繰り返します。3時5分に再開です。よろしくお願いします。

14:56休憩

〇原嶋座長 それでは、再開をさせていただきます。

続きまして、テーマ⑦の自然生息地に関してでございます。まず、事務局からご報告いただきます。よろしくお願いします。

〇加藤 事務局、JICA審査部、加藤です。

テーマ⑦自然生息地についてスライド27からご説明をさせていただきたいと思います。論点としては大きく二つに分けております。一つは世銀のESS6において生息地区分、保護区の定義、またリスク管理手法、そういったものがかなり緻密に詳細化されておりますので、そういったものに照らしてどのように考えるかというところ、二つ目が保護区に関する取り扱いということで、これはJICAからも提案をしてご議論いただいた内容になります。

それでは、スライド29に参りまして、論点の一つ目の世銀での取り扱いについてご説明をさせていただきます。世銀での生息地、生物多様性のリスクの分析、影響の把握の仕方というところでございますが、アプローチとしてミティゲーションヒエラルキーということが明確に謳われておりまして、まずは回避、そして、最小化、軽減、そういった順に検討していくべしということが述べられております。また、生態系、生息地に負の影響が見られる場合には、Biodiversity Management Plan、生物多様性管理計画を作成することが述べられております。

また、三つ目、新しいアプローチでございますけれども、この最初のミティゲーションヒエラルキーに沿って回避・最小化・軽減を行ってもなお重大な影響が残存する場合に、生物多様性オフセットを実施するというものです。これは回避し、軽減し、再生する措置を行ってもなお重大な影響が残る場合の最終手段として生物多様性オフセットを実施し、それを実施する場合には生物多様性の価値のネットロスがないノーレットロス、そして、望ましくはネットゲインが達成されるということをやるべきとし、かつ測定可能であるものということであります。このオフセットが実現できない場合、つまりオフセットすることができない影響が残る場合には事業は実施しない、という点も書いてあるところでございます。

また、最後の行でございますけれども、慎重なアプローチが何度も強調されておりまして、緩和 策の実施に当たっては、precautionary approachを適用する、また、adaptive managementというこ とで、その都度緩和策を実施しながら、現場での状況に合わせて追加的な措置、対応を行っていく というアプローチが提唱されております。

次のスライドに参りまして、生息地区分を3段階に分けて世銀としては今回設定をしております。 Modified Habitat、改変された生息地、そして、Natural Habitat、自然生息地、そして、Critical Habitat、重要な生息地としています。重要な生息地についてはこれまでも規定がありまして、JICAのガイドラインでもこのような規定がございますけれども、改変された生息地、自然生息地、この二つは世銀で新たに明記がされております。改変された生息地の定義が後段に書いてございますけれども、人為的に生態系機能や種の組成が改変された土地を指します。生物多様性への影響をここでは回避、最小化し、適切な緩和策を講じるとされております。

一方で、自然生息地の場合は、人為的に生態系機能とか種の組成が改変されていない原生のままの生息域を指します。ここでは、代替案がない場合は生物多様性のノーネットロスを実現する緩和 策を実施するとされています。また、望ましくはネットゲインは達成するというものでございます。 更に重要な生息地については、JICAのFAQとほぼ同じ内容でございますので、このスライドで改めて書いておりませんけれども、重要な生息地は次のスライドにありますとおり、そこに影響が想定される場合には、一定の条件を満たさなくてはならないということで7条件示されてあります。代替案がなかったりとか、選択肢がないということ、また、相手国の法律にのっとって採択されている、そういった内容がありますけれども、特に厳しい内容としましては、6番、生物多様性のネットゲイン達成に必要なミティゲーションヒエラルキーが検討されている場合という条件が明確に書いてあります。これらが満たされる場合には、緩和策を生物多様性管理計画に含めた形で借入人と合意するということが規定をされているところです。

そして、次のスライドにいっていただきまして、サプライチェーンに対するセーフガードポリシーの適用という点です。先ほど労働のところでもサプライチェーンの言及がございましたが、この自然生息地のところでも借入人が天然資源を購入する場合、ここでは木材とか食材とか、そういったことが言及はされておりますけれども、そういった場合にプライマリーサプライヤーの環境社会面での評価・検証方法を確認するということになっております。

具体的にここに①、②、③とアプローチが書いてありますけれども、調達されるプライマリーサプライヤーの材の生産地が属する自然生息地のタイプを確認しつつ、②では可能な場合は自然生息地または重要な生息地に重大な影響を与えていないことを提示できる1次供給者からの調達しか行いませんとしています。そして③ですけれども、仮にそのようなことが確認された場合には、そういった影響を与えていないということが提示できる供給者に変更するというところを述べてあります。

ただ、その次にただし書きとして書いてありますけれども、プライマリーサプライヤーへの影響力の行使というのは借入人の置かれた状況によって異なるので、それに対する対応のレベルは異なるとされております。IFCも世銀と同様のこのような規定がございます。

次のスライドですけれども、そういったものも踏まえた助言でございます。

一つ目の助言は、JICAガイドラインの用語の使い方について、現行ガイドラインでは生態系、生物相、また、自然環境、自然生息地と異なる言葉が使われておりますので、世銀のセーフガードポリシーも参考にしながら、その用語の定義、基本的考え方を整理すべしということが一つ目でございます。

二つ目の点では、世銀のところでもご説明しました予防的アプローチということをガイドライン においても考え方として明確にすべきではないかというものです。併せてその観点に立った評価方法、評価基準を明確にしていくということが重要ということが二つ目として挙げられております。

三つ目も予防的アプローチに絡んで、ミティゲーションヒエラルキーの考え方、このガイドラインでも既に記載してございますけれども、その中でも回避を最優先にするということを明確にしていくべしということが助言で挙げられております。

次の項目では、生物多様性オフセットに関する助言でございます。生物多様性オフセットについては助言委員の皆様からは慎重な意見が相次ぎました。ミティゲーションヒエラルキーの最終手段ということを強く認識して、慎重に導入の可能性については検討すべきということ、さらには支援国のモニタリングキャパシティーの懸念、オフセットがどのように定量的に達成できているかを定量化して確認していくキャパシティーの懸念、そういった懸念から導入が困難ではないかという慎

重なご意見が多くございました。

そして、次の生息地区分につきましては、今回の世銀で採用している生息地の定義についても、 例えばNatural Habitat、自然生息地について人為的に改変されていないというのを何年前、何百年 前に遡って判断するのか、そういった定義の取り方によって判断も変わってくるということで、そ こを明確にしたうえで考えていくべきではないかということが助言の五つ目でございます。

最後にプライマリーサプライヤーへの対応、これは実現可能な範囲で検討すべしということを助 言でいただいております。

続きまして、論点の二つ目でございます。保護区に関する内容でございます。

まず、最初の35のスライド、36のスライドでは世銀での取り扱いをご説明させていただきます。 世銀で保護区として想定をしている範囲というのは、1ポツに書いてありますとおりの長期的な 自然とその生態系サービス、文化的価値の保護を目的として指定された地域ということで、そこに は国際的に認知されている地域を含むとされております。保護区の例示としては、UNESCO世界遺産に基づいて作成された世界遺産リスト地域、UNESCOの生物圏保存地域、ラムサール条約湿地、それに加えてKBA、IBA、またはゼロ同盟地域が今回新たに追加されております。なお、保護区であっても、事業の実施は禁じられているものではございません。しかしながら、特定の条件を満たす必要がございます。

また、次のスライドに参りまして、引き続き世銀での定義・取り扱いです。二つ目のポツですけれども、保護区での実施要件としては、この4つの要件を満たした形で行われる必要があるということで、法律上の許可、また、現地で行われている管理計画と一致するもの、また、当該保護区のステークホルダーですね、管理者、スポンサー、先住民族を含む被影響者、ほかの関係者と協議し、彼らの参加を確保する。また、必要に応じて追加的プログラムを行うとされています。そういったところが満たされた場合に実施ができると整理しております。

こういった内容を踏まえた最後の助言がスライド37でございます。

一つ目のポツはJICAからご提案したものも踏まえて助言をいただいておりますので、JICAのガイドラインでの取り扱いを少しご説明させていただきます。JICAのガイドラインの保護区の取り扱い規定、これは別紙1の「法令基準、計画等の整合」というところで記載しています。保護区という言い方というよりは、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」と記載しておりまして、これを通称「保護区」と呼んでおります。そして、原則としてその地域の外でプロジェクトは実施されなければならないということを記載しているわけでございます。併せてJICAのガイドラインでは、FAQで仮にその地域の中で行う場合に一定の条件を満たさねばならないということで、その条件づけがされております。

他方で、JICAとしては生物多様性に関する配慮というのは、この保護区の取り扱いとは別途、生物多様性の観点で通常分析を行いますので、この保護区の取り扱い規定で「原則として地域の外で実施」というような原則実施できない要件というものは取り外すことができないかという提案、言い換えれば一律に事業実施を回避するのではなくて、相手国の法規制、管理計画に沿って実施するということを確保すれば良いのではないかということをご提案しております。それについて、最初の3行のところですけれども、そういった法規制、管理計画に沿って事業を実施するという整理が適切との意見もございました。

そして、生物多様性の観点では、この保護区規定というよりは重要な自然生息地に分類された地域の分析、そして、そこでの事業は実施しないもしくはある一定の条件を遵守することで保全を図るというアプローチが必要なのではないか、このように保護区の取り扱いの視点と生物多様性の配慮の視点の二つを分けたアプローチが必要なのではないかというご意見もありました。

ただ一方で、なお書きのところでございますけれども、実際に重要な自然生息地の判断に当たっての実務上の懸念もしくは自然生息地の該非判断の簡便さ、そういうことも踏まえたうえで規定変更の可否は検討が必要だということが一つ目の助言で挙げられております。

二つ目のところでは、それに対して多くの委員からは非常に慎重な意見も相次ぎました。大多数の委員からは、保護区の取り扱い規定並びにそのFAQは現状どおり維持ということが生物多様性の保全の観点から必要という意見として表明をされております。

三つ目のところで示唆されておりますところは、保護区の取り扱い規定、そして、一方で生息地 区分に基づいた事業実施可否の判断、それは相互に補完的要素があるのではないかということで、 両者を改善することで生物多様性の保全効果、また、開発効果の双方を高められる方法が取れるの ではないかというご意見もありました。また、その場では、それに当たっては地域住民の意見をよ く聞くことが重要というご意見がありました。

以上、事務局からの説明でございます。

〇原嶋座長 原嶋です。どうもご説明ありがとうございました。

このテーマについては、実は常々の助言委員会の助言の議論の中でも恐らく最も頻繁に論点として挙がるところでございますし、今ご紹介のありました助言委員会での議論の中でもわかりやすく言えばなかなか意見が一致しない点でございます。この点につきまして、まずオンラインでご参加の委員の皆様の中からご発言を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。とりわけ日比委員、ご発言ありましたらお願いします。

では、まず先ほど黒木さんからいきましたので、今度は日比委員からいきます。日比委員、お願いします。

〇日比委員 ありがとうございます。また、ご説明のほうをありがとうございました。

これ常々、今委員長からもお話があったように助言委員のほうでも議論になっているポイントかとは思います。特に論点2の細かい議論についてはまた次回以降ということだと思いますが、特に大きな論点になるであろう保護区の扱いというところで、質問というよりはコメントになりますけれども、させていただければと思います。

確かにこのもともとの問題意識、多分JICAさんの問題意識としては、必ずしも保護区というのが 現実的には必ずしも生物多様性の保護に資する場所とは限らないというのがあったと思うんですね。 実際保護区には指定されているけれども、実はもうかなり改変が進んでしまっている、あるいは荒 廃してしまっている保護区というのも事業を行っている国々では少なからず見かけるというのも事 実だと思います。

一方で、いわゆる重要な生息地と呼ばれるようなところ、ちょっと言及がありましたKBAというようなものとして特定されていながら、保護されていない地域というのもまた多くあると。KBA全体の4割ぐらいは法的な保護にないというようなデータもあるんですけれども、そこの齟齬を直すべきなのではないかという問題意識だったとすれば、それは非常にロジカルですし、より保護価値

の高い場所がきちんと保護できるようにということを考えていくべきだというのは同感です。

ただ一方で、先ほど最後にご紹介いただいた、特に保護区のところをいわゆるリスク管理型へ移すべきなのか、それとも保護区では事業を実施しないというものを維持すべきなのかというところは、単純に保護区だけを見て判断すべきではなくて、結局どちらがよりグローバルな生物多様性の保護・保全に効果的につながるのかという視点を忘れてしまってはいけないなというふうに思います。先ほども言いましたように保護区で事業はしないというのを維持したとしても、実は保護区の中には、保護価値がないというとちょっと言い過ぎですけれども、いわゆる重要な生息地には該当しないような生息地が保護区になる、それは保護価値がないという意味ではないんですけれども、それよりもより保護を必要とする場所が野ざらしになってしまうということであれば、これはやはり問題があろうかと思いますので、最終的な目的にどれだけ効果的に貢献できるのかという視点を見たうえで判断していくことが重要なんだろうなというふうに思います。全体を見渡した上で議論し、結論を得る必要があるということです。

もう1点だけ付け加えさせていただくと、世銀のほうのESFの改定があった際にもNGOとのコンサルテーションというのもかなりあったんですけれども、やはり重要な生息地というのが必ずしも十分保護が担保される建て付けになっていないという批判がかなりNGOを中心にあったということは付け加えたいと思います。

そういう意味では、現行ガイドラインでは保護区では事業をしないという原則がついていますけれども、必ずしも重要な生息地でないところを含んでいる可能性はあるものの、保護区内に位置する重要な生息地というのは、JICAとしては原則として手をつけないという非常に明確なセーフガードがありました。ですので、仮に、いわゆる保護区規定を外す場合には、重要な生息地と認めるところをどうやって確実に保全・保護するのか、現行であれば原則、確実に事業が回避されるわけですから、セーフガードを緩める部分があるのであれば、実質的に強化される部分、つまり重要な生息地は原則事業を実施しないとするなど、バランスを取りながら、セーフガードがダイリュージョンされることなく、要はウィン・ウィンの形に持っていくことが重要と考えます。開発効果も上がるし、保全効果も両方が高まるという形にしないと最終的にこれはダイリュージョンであるというふうな批判を受けてしまうのではなるのではないかなと思います。

あともう一つ、最近GBOですね、Global Biodiversity Outlookが先月発表されましたけれども、去年のIPBESの報告書も含めてやはり生物多様性の劣化というのは止まらないですね。むしろ悪化が加速しているという中で、本来であれば保護効果というものを強化する方向で生物多様性の保全の観点からは考えるべきなので、そういった地球の生物多様性の状況も鑑みながら議論していって、最終的にガイドラインを設定していくというのが重要になるのではないかなと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

- 〇原嶋座長 ありがとうございました。
  - もうひとかた、ご意見を頂戴します。黒木委員、聞こえますか。
- 〇黒木委員 聞こえます。オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。

質問が1点ありまして、先ほど生物多様性に対する影響の評価手順について予防的アプローチという言葉がありましたけれども、私自身わかっているようでわかっていない言葉であって、具体的に日比委員がイメージできる予防的アプローチというのをちょっと具体例を出しながら簡単にご説

明いただけると幸いです。よろしくお願いします。

〇原嶋座長 ありがとうございます。

まずご意見を頂戴しますけれども、ほかにオンラインでご参加の委員の中からご質問あるいはご 発言ありましたらサインを送っていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

今の日比委員のご発言についてはおおむねコメントとして頂戴できるかと思いますけれども、プレコーショナリーアプローチ、これはなかなか難しいところだと思いますが、何か具体例として今挙げられるものがあればあれですし、また後日、ここはなかなか生物多様性と遺伝子組換えとか、そういったところでよく言われているところですけれども、何か具体例があればですけれども、なければまた次回以降情報提供でお願いしますけれども。

〇加藤 事務局、JICA審査部、加藤です。

具体的な事例というものは今お示しできませんけれども、考え方としては、包括的検討の場でも 多く議論がありましたけれども、生物多様性については、そもそもその関係性が複雑、また不確実 性も非常に高いという観点に立って、より慎重に、わからないことを前提とした安全な対応を取る べしということが包括的な議論の場でもあったかと思います。

一方で、事務局としては予防的アプローチの観点でより詳細に、例えば1年を通じて全期間、乾季、雨季の全期間にわたっての生物の動態の調査とか、より詳細な調査を行うべきと、そういった議論が供与を決める前の段階のアプローチとしてあると思いますけれども、迅速性という観点、また、この世銀のセーフガードポリシーでも述べられているアダプティブ・マネジメントの観点、そういったものも踏まえてバランスの取れた供用決定前の調査と判断、そして、その後のモニタリングおよびモニタリングに基づいたその都度の緩和策、そういったもののバランスの取れたアプローチを取る必要があるかなと考えております。

以上です。

- 〇原嶋座長 日比委員、もし補足で何か情報提供ありましたらお願いします。
- 〇日比委員 今の予防的アプローチのところで私から参考としてご提供させていただくとすれば、これは助言委員会のほうの議論の中でも少しあったかとは思うのですけれども、一つは先ほどの話にちょっと重なるところがあるんですけれども、保護区は原則として事業をしないというのは、これは生物多様性の観点からも一つの予防的アプローチになるだろうと。つまり重要な生態系として特定できるか否かというのは、具体的には難しい部分もあるわけですけれども、少なくとも保護区であるということ、これは人為的に決まるところですから、そこの中における重要な生息地かもしれない地域というのは、重要な生息地がどうか実際に確認できるかどうかは別にして守るという結果につながるという意味で、これはある意味予防的なアプローチにと呼べると思います。

それからもう一つ、もう少し現実的なところでいけば、例えば事業対象地域においてアセスの調査をしましたと。絶滅危惧種がたまたまその調査結果の中では確認できないということは、これは大いにあり得る、これまでも実際案件の中であったかと思うんですけれども、だからといって絶滅危惧種がそこで生息していないという確認にもならないということになります。そうなってくると、では、過去のほかの調査であったりとか周辺地域でどれだけ確認がされているかとか、いろんな直接的に確認できたわけではないんだけれどもという情報を総合しながら、ではその地域をどう判断するのかという場面も出てくるだろうと。そういう場面で予防的アプローチを取るとすれば、当然

そのときの調査では絶滅危惧種は確認できなかったんだけれども、例えば隣接する地域だったり過去の地域の人の目撃情報とかなんかもあれば、そこは予防的に対応しましょうというのが具体的な対策としてはあるのかなというふうに考えています。ご参考までです。

○原嶋座長 原嶋です。どうもありがとうございました。

不可逆的な被害が発生する蓋然性がある場合に、先送りしないということのいくつかの具体例を ご紹介いただきましたので、また参考にさせていただきたいと思います。

ほかにご発言。まず、オンラインでご参加の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、会議室に戻しまして、会議室でご参加の委員の皆様、もしご発言ありましたら頂戴したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

〇鈴木委員 すみません。スライドの30に関わってくるんですけれども、3つの区分というのを作っています。改変された生息地、自然生息地、重要な生息地と。保護区とかそういったところの議論というのは、これ伝統的にずっと何十年も続けられてきた議論で、いつまで経っても最終的に決着はつかないのかもしれないとは思うんですが、ほかで整理をするということになるんだろうと思います。生物多様性の面が出てきて1番私厄介かなと思っているのは、改変された生息地と。言ってみればそこら辺にある田んぼとか2次林とか、そういったものの取り扱いをどうするかということになるのかなと思っています。

一応世銀の中では改変された生息地について、生物多様性への影響を回避し、最小化し、適切な 緩和策を講じるということだけが書いてあって、一体どうするのだか明確でありません。そこら辺 にある田んぼや雑木林を改変しちゃいけないというのかという点は、実は非常に判断が難しい問題 かなと思っているんですけれども、そのあたりの改変された生息地の取り扱いといったようなもの をどう考えていくのか、この改変された生息地というのをJICAガイドラインの中に取り込んでいく のかどうかも含めて、そのあたりの議論というのがどうなされてきたかということについて教えて いただけたらと思うんです。

生物多様性の概念を導入したということは、まさに改変された生息地が重要だということを位置づけたことでもあると思うんですが、その取り扱いは非常に難しいのかなと思ったので、どんな議論がなされたのか教えていただければと思いました。

〇加藤 事務局、JICA審査部、加藤です。

包括的検討の場では、まず生息地の区分自体についてよく吟味をする必要があるだろうという議論と、併せて改変された生息地であっても、ある重要な絶滅危惧種の生息地である可能性も排除ができないというところもよく留意をして、改変された生息地なので配慮のレベルが単純に回避、軽減、アプローチということではなくて、よくそこの生物の動態については確認をしていくべきだろうというご指摘があったというところでございます。

以上です。

〇原嶋座長 ほかにございますでしょうか。

実はこの点、すごく大きく分けますと、従来からの保護区と言われているところの開発は手をつけないという考え方と、多分世銀の新しいESSでは生息地を3つに分けて、その状況によって対応するというアプローチと大きく分けると選択肢が二つあって、その中間もいろいろ考えられると思

いますけれども、従来その二つのうちどちらを選択する方向で行くのか行かないのかというところは、率直に申し上げてなかなか意見が一致しないところだというのが現時点での到達点ということができます。

それについて先ほど日比委員は、とりわけ保護区の開発には手をつけないという考え方は予防的な観点からいっても重要ではないかというお立場というふうに推察できます。

ほかにご意見ございますか。

杉本委員。

〇杉本委員 ありがとうございます。

1点質問なんですが、32ページのサプライチェーンに対するセーフガードポリシーの適用ということで、今回世銀のESS6の中で借入人が天然資源を購入する際ということで、このプロジェクトを行う際のサプライチェーンについて、特に生物資源もしくは天然資源、ナチュラルリソースについて評価をすることになっているんですが、特に自然関係の部分に限ってプライマリーサプライチェーンというのを評価することになっている経緯がもしわかれば教えていただければというふうに思います。

と言いますのは、今SDGsの観点で言えば、あらゆる産業活動の中でサプライチェーンの評価をして、ここの上流部分での環境影響というのは例えば鉱物資源であるとかそういうところでも非常に大きくインパクトがあるものについて回避するであるとか、様々そういった動きはあると思うんですけれども、特にこの中で自然環境資源、生物多様性以外の内容も等しくこのサプライチェーンの評価というのを入れているのか、それともこの部分は、自然生息地に限っているのか、その経緯としてどうなのかというところを教えていただければ幸いです。

〇加藤 事務局、審査部、加藤です。

プライマリーサプライヤーの記述につきましては、ご指摘のとおり今回の自然生息地の部分、そして、今日取り上げました労働のところで記述されており、また、気候変動における計測の範囲でも議論され、そこの大きく3つでの議論がされていると思います。サプライチェーンについてその3つに特に議論の焦点があたっている経緯は、私どもとしても直接確認をしておりませんけれども、国際場裡での議論の状況も踏まえて、特にそういったところについて取り上げて議論がされているのではないかと推察しております。

〇原嶋座長 先ほど鉱物資源は天然資源に多分入るんですよね。建設資材の加工されたものなんかは、ちょっとそうではないでしょうけれども、その他ちょっと微妙なものもあると思いますけれどもね。

〇杉本委員 そうですね。その中では特に生物に対する影響というところになっているのと、例示としてはティンバーとかそういう形で書かれていて、どちらかというとナチュラルリソースといったときに鉱物資源はあまり意図していないのかなというふうにも思えたので、ちょっと質問させていただきました。

〇原嶋座長 助言委員会でよく問題になるのは土砂なんですね。盛土なんかでかなり大量の土が必要な場合、どこから持ってくるかとか非常に問題になります。

ほかにございますでしょうか。

三宅委員ですか。三宅委員、お願いします。

〇三宅委員 三宅でございます。

今プライマリーサプライヤーの話が出ましたので、私ども建設業の団体でございますので、実際契約に基づいて部材あるいは材料を調達して建設活動を行うわけでございますけれども、例えば建設活動に必要な木材というのは今あまりないんでしょうけれども、今事例に出されました砂利とか、あるいは例えばセメント材料とかそういったものが一体どこからやってきて、それが自然生息地を傷めない形で調達されているかというのは、受注した各企業での判断というのはなかなか難しいという現実があるなと今聞いていて思っております。

ですので、こういったものを具現化する際には、しっかりした調達のスペックあるいは基準というものを契約の段階で示していただいて、恐らく自然に優しいものは料金も高いでしょうから、そういったものも価格の中にしっかり含めるというコンセンサスを持っていただかないと、なかなか現実には難しいんじゃないかと思った次第でございます。

以上です。

- 〇原嶋座長 大変貴重なご意見、ありがとうございます。 続きまして、日比委員からまずご意見をいただきます。
- 〇日比委員 何度もすみません。

あと、最後に先ほど改変された生息地のお話があったので、それで1点だけ。よく改変された生息地であっても重要な生態系になり得るという場所があるというのは、ちょっと忘れがちなんですけれども、重要なポイントかと思いますので、ちょっと挙げさせていただきたかったのと、もう一つ重要な生息地以外の生息地は、つまり重要でない生息地というのは配慮しなくてもいいのかというと、それもまた違うということになるかと思います。

世銀のESFにおいても基本的にはHabitatに関わりなくバイオダイバーシティのコンサベーションというのがサステナブルディベロップメントのベースになるんだというのが確か1番最初に書かれています。重要な生息地であったり保護区のところの保全ということに注目がいきがちなんですけれども、それ以外のところは配慮しなくてもいいということではないというのは、最終的にどこかでそういう文章の中で示していくというのも重要なのではないかと感じましたので、申し上げました。

以上です。

〇原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、今ご意見として頂戴をさせていただきます。

ほか、ございますでしょうか。特になければ次のテーマに移りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、8番目、テーマ®でございます。住民移転と先住民族に関してでございまして、まず事務局からご説明を頂戴します。お願いします。

〇小島 改めまして、JICA審査部の小島です。

テーマ⑧についてご説明したいと思います。

39スライド目に移っていただいて、論点は5つあります。関係しているESSは論点8.1の住民移転の話がESS5、これはESS1が総論だとすると、1番分厚いんですけれども、それ以外のESSの中で1番分厚い、ページを費やしているところでございます。論点8.2、8.3、8.4がESS7番でございます。

先住民族についての話でございます。論点8.5がESS8で、文化遺産についての話でございます。 まず最初、論点8.1からご説明したいと思います。スライド41番をご覧ください。

まず、世銀のESS5に書いてあることなんですけれども、すみません、文字が非常に細かいんで

すが、短く説明すると、一つ目が用地取得というふうに書いていますけれども、共有地の利用機会の喪失などが含まれるというところがポイント。

二つ目のポツなんですけも、これは私たちJICAでも一緒なんですけれども、移転の際に補償水準は再取得価格でなければならないというところでございます。その後に書いてあるのは、価格に税金を追加しないといけないというようなことが書いてあります。

三つ目が移転の際に補償する場合、その基準は公開されないといけない。一貫性を持って各損失 資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化し、被影響住民に対して透明性のある 手続を経て支払いをなされることが求められているというところでございます。

四つ目ですね。土地に対して法的権利もしくは慣習上認められた権利を有する住民が物理的に移転する場合、同等もしくはそれ以上で権利を伴う土地の提供か金銭の補償を行う。金銭補償は、生計が土地に根差していないか、根差していたとしても小さい割合しか取得しないか、土地などの市場と供給が存在して代替地が十分にないと示された場合に適当。

次が土地に対する法的もしくは慣習上認められた権利を有さない住民の方々が物理的に移転する 場合、法的に居住を認められた家屋が提供されるよう支援するというのがそれです。

最後のポイントが、すみません、書き出した感じなんですけれども、カットオフデートが明確に 宣言されている場合、その後に流入してきた住民に対して補償を支払う必要はないということが明 記されています。

引き続き世銀のESSの運用なんですけれども、これまでの世銀セーフガード政策では、200名以上の住民移転が生じる場合は移転計画、それ未満の場合は簡易住民移転計画を作るというようなことになっていましたが、ESS5には移転が生じる場合は、規模や影響にかかわらず住民移転計画をきちんと作るというふうに定められているというところでございます。

スライドの43番目にいきまして、ESS5でAnex1がついているんですが、住民移転計画にはこういうことを書くべしというようなことがあります。1)から14)に書いてあるとおりの簡単に言うと章立てのようなものでございます。

スライド44番がJICAにおいてはどのように運用してきたかというところをご説明します。

四角の2番目の1ポツですね。非自発的住民移転への対応状況については、調査を行った90案件中、 用地取得の発生する44件のうち39件でRAPあるいは簡易なRAPが作例されていたと。作成されて いない件については、補償方針やステークホルダー協議の実施状況・記録についてチェックリスト を通じてきちんと確認して合意していたというところでございます。

住民協議の実施については、全39件で確認されましたというところ、それと非自発的住民移転および生計手段の喪失への対応状況については、回避・最小化の検討・実施について調査した結果、全44件で確認されたというところでございます。

住民移転が発生する37件のうち、生計回復支援の実施について合意され、計画が作成されている 案件は31件ありましたと。住民移転が発生する生計回復計画が作成されていない6案件は、セット バックあるいは近傍地への移転のため、生計への影響が想定されない案件あるいは生計を喪失する 住民のいないことが確認されているというところで、ちゃんとやってきたというふうに言えるんじゃないかなと思います。

スライド45枚目ですね。苦情処理メカニズムの整備状況の確認ということで、JICAのガイドラインにおいては、住民移転が生じる案件においては苦情処理メカニズムを整備するということになっていますが、用地取得が発生するカテゴリA、Bの44案件のうち43案件で苦情処理メカニズムを構築されていることが確認できましたと。残り1件はE/S借款なので、本体の中でGrievance Mechanismについては実施されるというところでございます。

スライド46枚目にいただいた助言の内容を記しています。これも文字が多いんですけれども、一つ目が地役権についての検討をすべきというような指摘でございます。土地の上に電線とか水道管を地下に埋設物を設置する場合は、財産価値を毀損するような場合に対する補償について検討すべきというものでございます。

二つ目が不動産市場が機能していないまたは未発達の場合の再取得価格の算定基準を明らかにするように検討することというようなことを書いているほか、資産調査結果の被影響住民への書面での手交と同意文書取り交わしの義務付けを検討すべきとの意見があった。これは先ほど世銀のESSで説明したとおり、透明性の高いプロセスというところでございます。あと、住民に対してきちんと説明するというところでございます。

3点目は住民移転計画の作成と実行に当たっては、負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮を行うべきとの意見が挙げられたというところでございます。あと、そこからちょっと間を空けまして、法的・慣習的権利を有さない住民の移転における法的権利などの認められた家屋提供支援の検討というところでございます。

あと、次の助言4については、経済的移転についてESS5に多くの記載があることから、JICAにおいても整理すべしというような助言です。

あと、最後の助言5については、住民移転が事後評価において本当に満足いくものだったかどうかというのは、きちんと調べるべきというようなご意見をいただいているというところでございます。

続きまして、論点8.2から8.4の先住民族についてのご説明になります。

48スライド目ですね。ESS7で先住民族/アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会というようなことになっています。これは世銀において最初、Indigenous Peoplesという言葉を使っていたんですけれども、いろんなコンサルテーションをやった結果、アフリカにおいてはIndigenous PeoplesのことをSub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communitiesというような呼び方にするということになっています。

スライド49枚目ですね。従来の世銀のセーフガード政策でもFPICというふうに呼ばれる定義のものがありました。従来は自由で事前の協議というのが英語でFree, Prior, and Informed Consultationというものであったんですけれども、今回ESS7ではFree, Prior, and Informed Consent というふうに変更されています。つまりコンサルテーションからコンセントに言葉が変わっているというところでございます。

コンセントの意味はどういうことなのかというところなんですけれども、ESSに書いてあったのは、集団での事業に対する合意であり、全員一致である必要はないというようなことが書かれてい

ます。これは後で助言いただいたとおり、世銀でこのコンセントという言葉の運用をどのようにやっているかというところは、私たちとしても調べていく必要があるのかなというふうに考えているところです。

スライド50番目は引き続きESS7の説明ですけれども、そこに述べられている①から③のとおり、配慮する必要がないようなところも記載されています。

四角の2番目において先住民族をどのように考えるかというところが記載されています。そのような方々がおられる場合は、先住民族計画、Indigenous Peoples Planというのを計画として取りまとめるというところがあります。

スライド51番目にIndigenous Peoples Planを作る場合の構成要素、章立ての事例が書かれているというところになります。

JICAとしてこれまでどういう運用をしてきたかというのが52枚目のスライドでございます。調査を行った100件のうち、カテゴリC10件を除く90案件のうち、先住民族への影響があるものについては3案件で確認されています。これについては、3ポツに書いてあるとおり、ケニア―タンザニアへの送電線事業においては、Indigenous Peoples Planではないんですけれども、Vulnerable People's Planというのをきちんと作りまして、当事はまだFree, Prior, and Informed Consultationということだったので、その原則に基づいて協議を実施しているというところでございます。

その結果、4行目から5行目にかけて例えばお墓は移転対象としないこと、あるいは蛇を殺さないこと、割礼儀式は邪魔しないようなことを確認して、それを踏まえて事業を実施しているというところでございます。

先住民族についての助言については、まずスライド53番目ですね。

助言6番なんですけれども、先住民族の呼称については、世銀ESSのものをそのまま取り入れるのではなくて、本来配慮すべき範囲との間に差異が生じないように留意すべきというところでございます。

2ポツ目が先ほど申し上げたとおり、コンセントという意味の確認をJICAとしてもしておくべきだろうというところ、それと3つ目は、IPPというのは先ほど申し上げたとおりJICAの中でもあまり取り組んだ事例が少ないから、作る必要がある際には現地リソースの活用などを通じて確保するようにということが助言としていただいています。当然ながらIPPの中においては、ジェンダーの視点とか固有要因の尊重・考慮をすべきというところでございます。

最後、論点8.5ですね。文化遺産が書いてあるESS8でございます。

スライドの55枚目なんですけれども、ESS8にどのようなことが書いてあるかというところでございます。1ポツ目にあるとおり、有形文化財と無形文化財をそこに書いてあるように提起して、それぞれについて配慮していく必要があるというようなことが記載されています。無形文化財の場合もきちんと配慮すべきというようなところが書いてあるというところでございます。

ポツの3つ目なんですけれども、chance finds procedureというのを定めるべきということで、事業の途中で文化遺産、遺跡などを掘り当ててしまった場合にどのように対応するかというのはきちんと手続を定めるべきというようなことが書いてあります。

いただいた助言がスライド56枚目で、無形文化財を配慮項目に加えることに異論はありません。 有形文化財を含め、国際的に認知された遺産のみならず、相手国・地域にて重視されている文化遺 産への配慮、住民による慣習的な利用を制限せず、住民への利益配分などの配慮、また、文化財について住民間の民族、言語、宗教上の価値観が異なる場合への慎重な対応あるいは秘密保持が必要な場合の対応についても検討すべきというような助言をいただいているというところでございます。

ちなみに現在の既存のガイドラインでも文化財に配慮するというところはチェックリストの後で書かれていますので、明示的に無形文化遺産というのも含めて配慮すべきというのが助言の内容というふうに認識しています。

ご説明は以上です。

〇原嶋座長 原嶋です。どうもご説明ありがとうございます。

それでは、まずオンラインでご参加の委員の皆様にご発言をいただきたいと思います。これまで多くご発言いただきましたが、石田委員、織田委員、木口委員、近藤委員、杉田委員、田辺委員、村山委員、持田委員、山谷委員、まだご発言いただいておりませんけれども、もしご発言ありましたら遠慮なくサインを送ってください。

まず頂戴しているのは黒木委員ですかね。黒木委員、よろしいでしょうか。

〇黒木委員 よろしくお願いします。オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。

スライドの46ページ目の助言の上から二つ目の項目があるんですけれども、これについて質問させていただければと思います。

この二つ目の中で移行期間における補償の在り方や資産調査結果の云々とありますけれども、これは具体的に言うと、F/Sである程度RAPの調査をして、それから、そこを開発しないでほしいとかいうことにして、実際補償するのはDDが終わって極端に言うと3年ぐらい経ってからの補償になるので、その期間を踏まえたことも考慮すべきとおっしゃっているんでしょうかというのが質問1で、仮にF/Sをやって、その後実際のDDとかCSとかというところにプロジェクトが進捗しない場合もあるんですけれども、また、そういった場合の考え方がもし何かあるんだったら教えてください。

以上、二つの質問です。よろしくお願いします。

〇原嶋座長 まず、質問を頂戴します。ほかにご質問等ありましたら、まずいただいた後まとめて お答えをさせていただきたいと思いますけれども、オンラインでご参加の委員の皆様。

木口委員、どうぞご発言をお願いします。木口さん、聞こえますか。

- 〇木口委員 木口です。
- ○原嶋座長 ご発言をお願いします。まとめて回答するようにします。
- 〇木口委員 ありがとうございます。

ここでお答えいただくのか、もしくは後のほうで進捗等、進め方等でご説明があるのかもしれないのですが、これまで助言の中にも世銀のESFの運用状況を確認して、と挙がっていた点もあったかと思うんですけれども、そちらの調査は進捗されているのか、もしくはどのようなご予定でいらっしゃるかというのをお伺いできればと思います。

以上です。

〇原嶋座長 今、黒木委員、木口委員から頂戴しておりますが、ほかにございますでしょうか。 では、とりあえずここでお二人からのご質問を承りましたので、対応をお願いしてよろしいでしょうか。 〇小島 まず、黒木委員からいただいた移行期間という言葉は何を意味するかというところなんですけれども、世銀のESSにおいてはトランジショナルサポートというふうに呼んでいまして、移転に伴って生計手段が失われるあるいは減ってしまう人たちに対する支援ということになって、例えば畑を耕していて、作物を収穫する前に移転せざるを得ないという場合は、そのできるはずだった作物に対する補償というようなものがこれに該当します。あるいは何か仕事をやっているけれども、移転しなければならなくて、その仕事を辞めないといけないと。そうなったときに仕事がない期間に対する補償というのがこの移行期間における補償の在り方というところになります。

黒木委員のおっしゃったとおり、協力準備調査でまず概要を作って、具体的に誰がどういうふうに移転するかというのは詳細設計になるというのはそのとおりで、その期間が非常に開いてしまった場合には、個別に事情を踏まえてカットオフデート以降増えてしまった人口に対してどうするかというようなことは個別に考えていくということなのではないかなと思います。

もう一つ、木口委員からいただいたコンセントとコンサルテーションの運用の違いについてどのような調査をやっているかというところで、すみません、まだ調べている途中なので、私の中で定まった意見、情報というのは持ち合わせていないところでございます。

以上です。

- 〇木口委員 木口です。
- 〇原嶋座長 木口委員、どうぞ。
- 〇木口委員 全体についてESFの運用状況の調査がどうなっているかというのをお伺いしたかったんですが。
- 〇小島 どう言ったらいいですかね。細々とアップされている報告書などを読み込む作業はしているところなんですけれども、そこから何か皆さんに申し上げられる結論というのはまだ出ていない 状況でございます。

以上です。

- 〇木口委員 わかりました。ありがとうございます。
- 〇原嶋座長 世銀のESFは多分2018年から実施なので、実質2年ですから、多分なかなか事例もそんなに多くはないと思いますので、逆に何か情報がありましたらご提供を木口委員もよろしくお願いします。
- 〇木口委員 その期限的な問題はこちらも非常に難しいなと思っているところです。ありましたら お伝えするようにいたします。
- 〇原嶋座長 とりわけコンサルテーションからコンセントに変えるのはちょっと言葉だけですけれ ども、中身はすごく大変なことになると思いますので、いろいろご意見ありましたら頂戴したいと 思います。よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

それでは、会議室でご参加の委員の皆様、今のテーマについてご質問等ございましたらお願いい たします。よろしいでしょうか。

では、八木委員、お願いします。

〇八木委員 今日取り上げられた議題、テーマの⑤、⑥、⑦、⑧の資料の中に、JICAの対応状況というのが、ガイドラインの規定と対応状況が書かれてあるものと、そこの記載がないもの、例えば

論点6.1については、ガイドライン別紙1で労働環境と記載となっているものの、実際の対応状況については記載されていない、そういった箇所がところどころ見られます。

そこは、世銀のESFで全く新しいことが言われてて、現行のガイドラインのスコープの外側にある話なのか、そうではなくて何かしらの対応してきていますという説明になるのか、そこの記述があると非常に今後の議論をするうえでも有意義ではないかと思いました。

〇加藤 ありがとうございます。事務局、JICA審査部、加藤です。

今、労働を例に、ガイドラインの遵守状況についての分析が述べられているところと述べられていないところがあるというところをご指摘いただきました。個別の事業についてJICAガイドラインの項目に照らして、それがカバーされているかというのは個別案件シートに基づいて、そこで簡単なレビューをして、漏れている、漏れていないというところは網羅をしているところでございます。ただ、例えば労働についてはガイドライン上は「労働状況」との一言の言及で、それについて今回レビュー調査において過去どのような分析をされているかというのを深く突っ込んで分析はしていないというところは、状況としてはございます。

レビュー調査では主に世銀でどのような大きな変更があったかという点を中心に洗い出したというところでございますので、今後の議論のときにJICAガイドラインのこれまでの運用でどうであったかという情報が必要であれば、また検討したいと思います。

〇原嶋座長 いかがでしょうか。

実質的には、世銀のESFと今のJICAのガイドラインとの差というのはいくつかギャップがあって、全くスコープがないものと若干触れているけれども、実質的にはあまりカバーされていないものとかなり深くカバーしているものと3つぐらいにわかれていて、多分今の労働のところは真ん中ぐらいなんですね。言及はあるけれども、あまりカバーされていない、そういう位置づけぐらいだろうという感じはしておりますけれども、もう少しちょっとその辺の種別を今後クリアにしていただくということを事務局のほうにお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

では、鈴木委員、どうぞ。

〇鈴木委員 単純な質問なんですけれども、スライドの53のところで助言の概要、助言6というところで先住民族の補償については、世銀ESSに倣うことよりも、本来配慮すべき範囲との間に差異が生じないように留意すべきというご助言をいただいているんですけれども、これがどういう意味なのかよく理解できなかったので、教えていただければと思います。というのは、例えばサブサハラとかいった名称というのは、African Development Bankなんかも含めて散々議論した挙げ句に現地の人たちとの議論の中で出てきた話かと思うんですけれども、それはやっぱり使うべきでないというような議論をされたということなんでしょうか。

〇小島 どう言ったらいいですかね。呼称についてアフリカにおいて散々いろんな議論があって、こういう名称がESSにおいてなったというのは、もちろん皆さん認識していただいたうえで議論しています。ただ、それを私たちがそのまま和訳してJICAのガイドラインに全部載っけて、それでいいのかというよりも、むしろ中身の話で先住民族の方に対する配慮の中身についてきちんと書き込むべきだというのがここで書いてあるところです。

なので、例えばガイドラインが新しくなりましたといって、その説明をアフリカ諸国にする際に

は、その呼び方については十分配慮したうえでやる必要があると思いますし、例えばこれもどなた かから意見いただいたと思うんですけれども、そうしたら中南米において中南米という言葉を入れ なくていいのかというような話になると、またとてもややこしいことになるので、呼称については、 その地域、地域で合ったものを使用していくということなのかなというふうに思っています。

以上です。

〇原嶋座長 このサブサハラはかなり深いプロセスがあるようなので、なかなかこれをそのまま使うか使わないかというのは賛否があって、ただ、実質的にはその中身を尊重していこうというところは変わらないということだと思います。

ほかにございますでしょうか。

戻りまして、オンラインでご参加の委員の皆様、ご発言を頂戴できればサインを送ってください。 あるいは今まで少し大分長くご説明を頂戴しましたので、元に戻りまして5番目、6番目、7番目も 含めて振り返って確認すべき点がございましたら、今後の議論の糧となろうかと思いますので、ご 発言をいただきたいと思います。オンラインでご参加の委員の皆様、いかがでございましょうか。

近藤委員、よろしいでしょうか。聞こえますでしょうか。

〇近藤委員 近藤でございます。ありがとうございます。

すみません、本日は事務局の皆様、詳細なご説明をいただきまして、ありがとうございます。座 長から今ありましたように、本日のテーマですね、それとあと前回議論されたテーマなんかも含め て質問というよりはコメントなんですけれども、今後議論を進めていくうえでちょっと我々委員会 としても考えなきゃいけないなと思った感想を共有させていただきます。

本日の資料の説明なんかもお伺いしていると、特に世銀のESSとの比較ということでご説明いただいているんですけれども、思った印象は現行のガイドラインを改定するに当たって、少なくとも現行よりはより細かく書き込んでいかなきゃいけないというのが大きな方向性なのかなというふうに思いつつも、では、世銀のESSで規定されているぐらい本当に細かい規定までJICAのガイドラインに盛り込むべきなのかどうなのか、まさにそういった点を分野横断的に見て、例えばある分野が物すごい細かい規定になって、そのほかの分野はそうでないと、ちょっとそういうバランスに失したような状態にならないように、どこまで書き込んでいくのか。かつ現場で実際に運用するに当たって、ガイドラインで規定されたことが実効性ある措置として機能するのかどうかといった点も含めて、今後よく考えていかなきゃいけないんじゃないのかなというような感想を持ちました。そういった視点から今後の詳細な議論においても、委員の皆様方とはご相談させていただければなというふうに感じております。

以上でございます。

〇原嶋座長 ありがとうございました。八木委員から先ほどいただいたコメントと、今、近藤委員 からいただいたコメント、世銀のポリシーを尊重していくうえで、どういうバランスを取っていく か、全体としてどういうバランスを取っていくかというのは非常に俯瞰した意味での貴重なご意見 でございまして、どうもありがとうございます。

これに対して少し何かレスポンスはありますか。よろしいですか。

ちょっと今、大変今後の議論においてとても重要な点でございますので、また個別のテーマと全体のバランスということで、少し事務局のほうでも説明を加えていただくようにお願いして承りま

すけれども、ほかに今のことも含めて関連でご意見があれば遠慮なく頂戴しますけれども。

では、会議室のご参加の皆様、よろしいですか。

山谷委員ですね。山谷委員、聞こえますか。

- 〇山谷委員 山谷です。
- 〇原嶋座長 お願いします。
- 〇山谷委員 いろいろ長い間、ご説明ありがとうございます。お話を伺っていまして、一つ懸念がありまして、コメントになります。

非常に詳細で膨大な量があるわけですよね。中には例えば蛇を殺さないみたいな話も出てきまして、これは何かやはり原則とそれにまつわる小原則というんですかね、細目というんですかね、そういう形で整理し直さないと全体の把握というのがなかなか難しいんじゃないかなと思って伺っていました。

以上でございます。

〇原嶋座長 今、大変貴重なご意見をありがとうございます。大きな方向性としては世界の潮流に合わせるとか世銀のポリシーを考えていくということですけれども、それに対してどう大きな方針を持っていくかということはちょっと1度立ち返って、また整理していただく必要があろうかと思いますので、コメントとして頂戴します。

ほかにございますでしょうか。

それでは、ちょっと会議室のほうは感染対策ということで換気の必要がございますので、ここで7分ほど休憩を取らせていただいて、25分に再開ということにさせていただきたいと思いますけれども、事務局のほう、よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと7分ほど休憩、換気をさせていただきます。よろしくお願いします。

16:17休憩

16:24再開

- 〇原嶋座長 それでは、時間となりましたので、再開をさせていただきます。
- 一応議題のうちの(2)については一通り終えさせていただきましたので、(3)に移ります。異議申立手続要綱の見直しの方法についてでございます。事務局よりご説明をお願いします。
- 〇岡田 ありがとうございます。それでは、企画部の岡田からご説明をさせていただきます。

異議申立手続要綱見直しの方法について、ということでよろしくお願いします。

まず、異議申立手続の概要につきましては、第1回諮問委員会でもご説明のとおりガイドラインの遵守を確保する一環として、異議申立手続要綱により事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行うこととなっています。そのため、異議申立審査役としてJICA業務と利害関係のない外部有識者2名ないし3名を任命しております。現在は、京都大学の松下名誉教授、神戸大学の金子教授、長崎大学の早瀬名誉教授がこちらに記載の任務を担っております。

また、申立の要件はガイドライン不遵守により被害を受けた、あるいはその恐れがある二人以上 の住民としております。

次のページをお願いします。

異議申立手続要綱の見直しについてです。手続要綱には、原則としてガイドラインの見直しに合

わせて実施すると記載されていることから、今般、環境社会配慮ガイドラインの見直しに合わせてこの諮問委員会において皆様のご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。また、 異議申立手続要綱では、見直しについてそれまでに蓄積された利用者および審査役からの意見・評価に基づく検討を行うと規定されております。利用者は異議申立が受理された案件の申立人、具体的にはミャンマーとモザンビークの2案件に係る申立人と考えております。また、利用者からの意見・評価としては、申立人が提出した調査報告書に対する当事者からの意見書を参考にします。調査報告書や意見書はJICAのホームページでも公開されております。

審査役は、報告書等において表明された意見・評価を参考にします。これらが要綱で定められているそれまでに蓄積された利用者および審査役からの意見・評価ですが、これらに加えて広い参画の確保を考え、次のページの追加調査を行うことが望ましいのではないかと考えております。

こちらが追加調査の内容ですが、まずJICAのホームページを通して手続要綱についてご意見ある方から意見を寄せていただけるようにします。また、審査役に対して手続要綱見直しについて意見・評価を求めたいと考えております。

次のページをお願いします。

質問内容につきましては、こちらに記載のとおり、手続要綱の各項目について、現行要綱の改正の要否、改正が必要と考える場合には、その内容および理由を記述いただくことを考えております。また、手続要綱の別添資料である申立書の例や審査役の報告書の骨子例などについてもご意見、ご提案があれば記述いただけるように考えております。

次のページをお願いします。

最後にスケジュール案です。こちらはガイドライン改定のスケジュール案と合わせて記載しておりますが、異議申立については下段の青い矢印を考えております。今回ご提案した見直し方法は、10月20日に締め切りとしている意見書を踏まえ、次回の諮問委員会で決定する予定です。その後、見直し方法による意見・評価の収集・分析を行います。これらを踏まえて来年4月以降に論点を提案させていただき、意見交換を行わせていただきたいと考えております。

ご説明は以上となります。

〇原嶋座長 ありがとうございます。異議申立手続につきましては、若干タイミングをずらした形 で進んでいくということで、本日はむしろ出発点ということで、今後の手続についてご説明を頂戴 しました。

まず、異議申立の現状の手続の内容に対するご意見も当然あろうかと思いますし、この見直しの 進め方についてもご意見があろうと思いますので、可能な範囲で意見を頂戴したいと思います。

それでは、まずオンラインでご参加の委員の皆様、今ご説明いただいたことを含めて異議申立に ついてご質問ございましたらいただきますけれども、田辺委員ですね。田辺委員、聞こえますか。

- 〇田辺委員 田辺です。
- 〇原嶋座長 お願いします。
- 〇田辺委員 この意見募集なんですが、こちらは英語のほうでの意見というのは募集されるのかど うかという点と、どれぐらいの期間で募集される予定かというのをお伺いしたいんですが。
- 〇原嶋座長 まず、あとお二方サインいただいていますので、併せてレスポンスいただきますので、 続きまして、村山委員、聞こえますか。お願いします。

〇村山委員 ありがとうございます。

一つは今、田辺委員がおっしゃった点と同じですが、見直しに関する意見募集についてはぜひ外国語でお願いをしたいということです。理由は対象がやはり外国人、途上国の現地の方であるということですね。審査役のご意見も非常に貴重ではあると思いますけれども、あくまで受理されるかどうかというものが対象になっているわけで、この手続が正しいかどうか、適切かどうかということは、やはり現地の方々の意見を踏まえないといけないと思っています。そういう意味で、この見直しの意見募集についてはぜひ外国語、現実的には英語ということになると思いますが、それに関する募集をお願いしたいということが一つです。

それから、二つ目は最後のスケジュールですけれども、先ほどのご説明で委員の意見提出が10月 20日締め切りということだったんですが、これについてはまだ合意されていないと思うんですね。 しかも、これは異議申立手続のことではないと私は理解をしていたんですが、違いますでしょうか。 この点について確認をさせていただければと思います。

以上です。

- 〇原嶋座長 ありがとうございます。今お答えを準備しますので、ちょっとお待ちください。 続きまして、織田委員、聞こえますか。
- 〇織田委員 織田です。よろしくお願いします。

今のお二人の質問とかなり重なるんですけれども、意見を求める、特に一般の例えば途上国の現場の方の意見を聞く場合、ホームページを通してというのはなかなか広く広がるのかなというのがちょっと懸念しているところでして、もう少し広げて意見の機会があるということを知らせることはできないかということと、それから、聞き漏らしたのかもしれないんですが、既に出された方々からも意見を聞くというのがあったんでしたか。もしそうであれば、例えば採用はされなかったけれども、意見を出された方とかあれば、手続上のボトルネックみたいなものがあったかどうかというようなことも聞いたほうがいいんじゃないかと思ったんですが、そういうことが含まれるかどうか、聞き漏らしていたら申しわけないんですけれども、教えていただければと思います。

以上です。

〇原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、木口委員、聞こえますか。お願いします。

〇木口委員 木口です。

今、織田委員がおっしゃってくださったことなんですが、やはり採用されなかった方は何か書類の書き込みが難しかったとか、手続をきちんと理解していなかったという可能性もありますので、ぜひそこからも聞き取りをしていただければと思います。また、その場合ですけれども、負担はかかるものの、現地語で聞き取りをするという努力が必要なのではないかと強く思う次第です。

〇原嶋座長 ありがとうございます。ちょっとまとめていただきます。

持田委員、聞こえますか。

〇持田委員 簡単な確認です。このスケジュールに関してなんですけれども、この諮問委員会での協議というのは、来年の4月以降で予定されているという理解をしましたけれども、正しいでしょうか。

以上です。

〇原嶋座長 ありがとうございます。実はちょっとガイドラインの本体の話と異議申立の話が今の 説明でちょっと混在しているところがありましたので、交通整理した形でもう1度事務局からご説 明をいただきたいと思います。併せまして、今、田辺委員、村山委員からいただいた言葉の問題と 手続の問題と、その後、織田委員、木口委員からいただいた採用されなかった方々に対する対応な どを含めて順次ご回答が準備できましたら頂戴したいと思いますけれども、事務局のほう、よろし いでしょうか。

〇折田 ご質問、ご確認ありがとうございます。いろいろといただいたので、きれいに全部ご回答 できるかはわかりませんが、不足があったらまたご指摘いただければと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、本日は異議申立のプロセス自体について、委員の先生方にお諮り するのが初日ということで、各種ご意見を頂戴するのは大変ありがたいと思ってお聞きしていると ころでございます。

最初に田辺委員から、英語についてどうするのか、それから、村山委員からも外国語はということで同様にご質問いただいております。そこのところは私どももいろいろと考えているところで、やはり異議申立の要綱にも合わせまして英語については作成が必要かと思っていたところでもありますが、JICA内で検討させていただければと思います。併せて後のほうから木口委員から現地語でというようなお話もありまして、現実的なところがどうかということも含めて、方法論のほうは事務局でもう1度検討しご報告をさせていただければと考えているところであります。

2点目の期間につきましてですけれども、こちらのほうはガイドライン本体の改定と異議申立要綱見直しの両方合わせて、最終的にパブリックコメントというものに付そうと現在のところのプロセスでは考えていますので、それも考え合わせれば意見募集は極端に長くないのだろうと考えております。期間については検討させていただければと考えています。

また、10月20日という締め切りについてもご質問いただきましたが、こちらは事前に委員の先生 方にお送りしたメールの中で、恐らく明示的にお伺いしたのではないかと思いますが、もし言葉が 不足していたら申しわけありません。第2回、3回で、これまでのレビュー調査の結果、包括検討・ 助言の説明、質疑応答等を行ってきたところですが、今回は、異議申立改定の進め方の案について もご相談させていただいたということです。これまでのガイドライン本体と、異議申立の進め方の 両方、合わせてご意見をいただければと思っており、これは10月20日にいただければと考えており ます。そこは座長のほうにももし何かあればご意見賜れればとは考えております。

それから、織田委員のほうから、ホームページよりもっと広げてというようなお話をいただきましたが、先ほどご説明しましたとおり、これまで申立人からの意見書というものをいただいております。また、審査役からもこれまで報告書等で表明された意見・評価というのをいただいている状況でございます。そういった意味では、それまでに蓄積された利用者および審査役からの意見・評価というのをすでに一定程度いただいている状況がスタートだと私たちは思っております。

そのうえで、ご説明したとおり、やはりより透明性を高めたりより広くご意見を賜れたりするように、ホームページでどなたでも意見がある方はご意見いただけるという形で進められるといいなと考えているところですので、ホームページでどなたもアクセスいただけるという状況よりも、さらに広げてというのはどういった方法があるかというのは、こちらも検討させていただきたい一方で、なかなか難しいなと思うところではございます。

あと、採用されなかった方々からもご意見賜ればいいのではないかということもおっしゃっていただきましたが、まさにそういったことも踏まえまして、ホームページで追加的な調査といったものを行ってはどうかというご提案ですので、そこは各業界から委員の先生方にご出席いただいていることもあり、一定程度業界のご意見なども伝えていただけると大変ありがたいと思うところです。以上です。

〇原嶋座長 ありがとうございます。

ちょっとスケジュールについてはこの資料の最後に書いてあって、これ実は全体に関わることでございますので、ガイドラインの本体、実は前回と本日おおむねご説明いただいたことを中心とした内容と、これからスタートする異議申立というのはタイミングがずれております。10月20日というのは、実は11月10日の第4回の会議の際にご提出いただくということの準備的な期間を考慮して10月20日ぐらいということでお示ししているということで、第4回にご意見を頂戴したいということは恐らく確か何回か前からお願いをしていたかというふうに記憶をしております。

一応補足で以上ですけれども、追加でご質問ないし納得できないという点がございましたら、村 山委員、お願いします。

〇村山委員 納得できないわけではないんですけれども、10月20日というのが第1回の後半でお話が出たんでしょうか。私は出席していなかったときなので、確認をさせていただければと思います。

それから、今、委員長がおっしゃったように次回は本体の議論が中心で、異議申立については議論されないのかなと思っていたんですが、そうではなくて10月20日の時点で異議申立についても併せて意見を出す必要があるということでしょうか。申立制度に関するこれまでの経緯とか実績に関して情報提供がなかったと思いますので、その段階で意見を出す必要があるということでしょうか。確認をさせてください。

〇折田 すみません。10月20日というお話は村山先生がいらしたときかというのは、ちょっと確認しないと定かではないところはありますが。

## 〇原嶋座長 原嶋です。

確認いたしますけれども、4回目にご意見をいただくということは前回、その前にお話ししたことが多分議事録にも残っていると思います。逆に10月20日というのは、その前の準備期間を入れていますので、その期間が適当かどうかは若干ありますけれども、11月10日までにご意見を頂戴できればということです。

あと、後者の異議申立については、異議申立のサブスタンスの話については多分恐らく今後先になってまいりますので、あくまでも異議申立の手続に関わる今後関係者の方のヒアリングなどをされるようで。今、村山委員からご指摘のとおり異議申立についてのサブスタンスの議論についてはもう少し先になってくる、恐らく来年の4月、5月、6月ぐらいになってくるだろうということが今のところ想定されますけれども、ご理解いただけますでしょうか、村山委員。

〇村山委員 4回目に意見の提出があるというのは理解していたんですが、20日になるというのは まだ決まっていなかったと思うので、その点はクリアにしていただきたいと思います。

〇原嶋座長 11月10日というのは多分決まっていたと思いますので、20日を取ったのはちょっと取り過ぎだと、そういう感じはしないでもないですが、だから、10月20日を絶対締め切りというほど 固くお願いしているわけではないので、柔軟な対応でお願いしたいというのが実情でございます。

〇折田 原嶋座長、ありがとうございます。

事務局からのさらなる補足ですが、ガイドライン自体の改定を念頭に置きながら期日を定めているところがあるので、割合締め切りが早いというところ、特に異議申立のほうについては拙速な感じというのもあるというのは理解するところでございます。

一方で、ホームページでの追加的な調査についてですが、30日なのかもう少しなのかなど、中でも議論したいと思いますが、いずれにしても、10月20日に締める形ではなくて、それよりもっと長くご意見賜るということにはなると思います。ここから先バーチャートで引いていますとおり、蓄積された意見・評価や追加調査の意見・評価の収集・分析というプロセスが走りますので、その過程でこの10月20日を過ぎた時点でももちろん委員の先生方からはご意見が必要であればいただいて、それも整理をしながらまたお諮りしていく形になりますので、10月20日以降でも常にオープンな形でご意見賜ることになっていると思います。従って、村山委員すみませんが、原嶋座長がおっしゃったとおり10月20日をまずはその目途としていただければと思いますけれども、その後でも必要があれば、いつでも委員の先生方からご意見をいただければと思います。

〇原嶋座長 ありがとうございます。

ちょっと村山委員、ほかの委員のご意見をいただいた後また戻りますので、ちょっとお待ちください。

ちょっと順番を変えます。杉田委員、聞こえますか。

- 〇杉田委員 聞こえます。杉田でございます。
- 〇原嶋座長 お願いします。
- 〇杉田委員 この10月20日締め切りの委員からのご意見提出というのは、私自身は理解したんですが、以前ご説明があったかもしれません。今回この意見を集約された後の取り扱い方というのを教えていただきたいと思っております。今までの本体に関するオンラインを使った議論に加えて、書き物で出すものをどういうふうに扱われるのかということについてもう少しご説明いただきたいと思います。
- 〇原嶋座長 ありがとうございます。それは後ほど事務局からまとめて答えていただきますので、 ご質問を頂戴します。

木口委員、聞こえますか。お願いします。

〇木口委員 木口です。

異議申立の件に戻りますが、そもそものアクセスのしやすさ、プロジェクトの被影響住民の方たちにとってきちんと周知されたものであったかというような点もこちらとしてはきちんと検証したうえで議論が進んでいくということを考えておりますので、その点については今のご説明ですと、検討は抜けているかなというふうにこちらからは見えるんですが、いかがでしょうか。

〇原嶋座長 とても重要な指摘ですので、ちょっと今順番に答えるように準備をしていただきます。 ほかに。今、杉田委員からいただいたご質問、村山委員からいただいた点と、あと木口委員から いただいたものですけれども、対応できますか。

木口委員からのご質問に対する対応をまずさせていただきます。

〇折田 これまでも申立人からの意見書等でも異議申立制度自体へのアクセスについてというのは、いろいろとご意見をいただいているところではあります。そういった意味では、できる限りのアク

セスのしやすさというのも勘案していく必要があるという点理解していますが、木口委員は今回の プロセスというか、今回の追加的な調査についてのアクセスのしやすさを確保すべきということで すので、具体的にはどういったことを想定なさっているかを逆にもう1度お聞きしてもよろしいで しょうか。

〇木口委員 申立に至らなかったケースというのをどのように把握するのかというか、評価するのかというところが非常にポイントだと思うんですが、具体的にどのような調査方法をすればいいのかというのもちょっとこれから私どもも考えていかなきゃいけないかと思いますけれども、10年間で恐らく確か6件ですか、申立があったかと思うんですけれども、まずこれが少ないか多いか、検数だけ見ると少ないんですけれども、本当に困難を抱えている方たちがきちんとアクセスできる状態であったかというところは何らかの形で検討していただきたいと思っております。

ただ、こちらからまだ具体的にこうしたらいいというのは提供できないんですが、今後考えていきたいと思います。

以上です。

〇原嶋座長 原嶋です。今大変重要なご指摘で、異議申立手続の見直しのプロセスにおいて、これまで異議申立に至らなかった事例についてどう考慮するかということをもう少しちょっと深く事務局のほうでも対応を考えていただくということのご提案だと思いますので、一応承りまして、次回以降、その点レスポンスを準備していただくということでよろしいでしょうか。

逆に木口委員からも具体的なご提案があればいただければと思いますけれども、今日はご質問として頂戴して、次回以降対応します。木口委員、よろしいでしょうか。

〇木口委員 ありがとうございます。

○原嶋座長 それから、村山委員、杉田委員からいただいておりますスケジュールの問題について 後ほどちょっとまとめて、この紙にまとめてしまったので若干誤解が出たかもしれませんけれども、 まとめてご説明をして直すべきところは直すということでいきますので、ちょっとお待ちください。 織田委員、ご発言をお願いします。

〇織田委員 実は今、木口委員からの質問に対するご回答を聞いていて、何かこれまでもいろいろ アクセスについてのご意見があったということをおっしゃっていましたので、そういうことはぜひ 次の機会にでも教えていただければ、どんな意見が既に届いているのかというのがよくわかると思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

〇原嶋座長 ありがとうございます。

ほかにオンラインでご参加の委員の皆様ございますでしょうか。

一旦会議室のほうに戻させていただきます。会議室でご参加の委員の皆様、二つですね、異議申 立手続の今後の見直しのプロセスに関わることとスケジュールのことと二つ若干混じっていますけ れども、ご質問ありましたら。

鈴木委員、どうぞ。

〇鈴木委員 すみません。2点質問と1点コメントなんですが、まず第1の質問は私この委員会に参加させてもらいたいといって手を挙げたのは異議申立の話に深く関わっていきたいということだったんですが、一応ご説明いただいたのは来年の3月まで7回の委員会があるということで、4月以降

については全く言及がなかったんですけれども、異議申立の話が4月以降にまで延びていくということになると、その委員としての扱いというのは3月までに意見を言ってそれで終わるのかどうかという質問が1点目です。

2点目はコメントなんですけれども、この異議申立の話というのはやっぱり随分長い経緯というものがあって、世界的にはmultinational banksが中心になって、Independent Accountability Mechanism (IAM) という仕組みを作り、十数年にわたってずっと議論をしてきています。

そういった中で異議申立の取り扱いについての考え方が明らかに変わってきていて、異議申立に対して一体どう対処するかというものの考え方から、いかにして異議申立が出ないように事前に対処しておくかというふうに変わって、IAMでの議論というのもずっとどうやったら異議申立が出ないようにちゃんと事前の対処がなされているかという議論を続けてきています。

私はこの3月まで4年間、NEXI、日本貿易開発の異議申立の環境ガイドライン審査役をやっていました。4年間で3回IAMの会合に出ましたが、そこでの議論というのは全てどうやって異議申立を未然に防止するか、異議申立が出ないように十分説明できるか、そういったことに集中していました。そういう意味で異議申立の手続をどうしていくのかということをプロジェクトの環境審査とリンクさせていくことが必要じゃないかと考えています。

異議申立の手続というのは、異議申立の申請が出されたときに環境審査をした人が直接異議申立の審査員をやるわけにはいかないので、プロジェクトから独立した者が取り扱わなければいけないんですが、実際問題として世銀にしてもIDB、EBRD、ADBにしても、年間数十件、多い時には100件近く異議申立が出ています。そういったものに対して何が問題だったかという分析は、いろんな形で報告書として出されています。そういった経験を踏まえて、異議申立の事務局あるいは審査員というのはプロジェクトの審査プロセスとは独立でないといけないわけですけれども、異議申立の審査員は、どこに問題があったかということについての豊富な経験の蓄積を持っています。JICAの異議申立の審査員である松下先生なんかも私のNEXIでの前任者でもあって、非常に長いIAMでの経験を持っておられますので、異議申立の審査員と、それから、プロジェクトの環境審査を担当する人間との緩やかなリンクといいますか、コミュニケーションというものをきっちり持ってもらって、いかに異議申立に対処するかというよりも、いかに異議申立を出さないようにするかということに重点を置いた議論とそのための仕組みとを考えていただけるとありがたいと思います。

それから、3点目のコメントということですが、今申し上げましたように、日本の場合にはこの IAMに加わっているのはJICA、JBIC、NEXIの3機関です。実際にどれだけ異議申立が正確に出てきたかというと、JBICで数件、それから、JICAが正式に異議申立が出てきたのは2件、NEXIはゼロですけれども、世界的には毎年極めて膨大な数の異議申立がなされていて、それに対しての対応方法についての検討、レポートも世銀からもADBからも出されています。審査役とかに意見を聞くということの中で情報が得られるかもしれないんですけれども、直接的にもIAMでの議論の特にいくつも出されている主要機関のレポートについても併せて検討していただけるといいのではないかなと考えます。

さっきのちょっとおまけになりますけれども、先ほどの意見の中で現地の人の意見を聞くというのは、実際問題としてこのプロセスの中ではほとんどできないと思います。英語で紙を出せと言われても、紙を出せる人が現地にいるかといえばほとんどいなくて、それをいろんな方々が、例えば

NGOが代弁してくれたりしています。受ける側としては、正式に受理をしたもの以外であっても、こんな意見があるとかという話は大体把握していることも多いです。ちょっと現地に行って現地でヒアリングという話がどこまでできるのかわかりませんけれども、審査役の方とか異議申立手続を担当する事務局の方々は、ある程度現地の事情を把握している場合もあると思うので、そういった方々からご意見を頂戴するという方法もあるんじゃないかと思います。

以上です。

〇原嶋座長 ありがとうございました。

まず、任期のことをちょっと確認、極めて事務的なことですが、確認だけさせてください。

〇折田 任期につきましては、現在8月から1年間でお願いしてございますけれども、お願いの際に付してご説明させていただきましたとおり、1年間で丁寧にやっていくときにプロセスが収まらない可能性が大いにありますので、その場合は委員の先生方におかれても延長の形でお付き合いいただく可能性があるということで私どもはお願いさせていただいたつもりです。従って、1年間を超えて検討が進むのであれば、そして、もし可能であれば、現在の委員の先生方には引き続きお付き合いいただく方向でお願いしたいと考えております。

○原嶋座長 あと2点ご指摘をいただいています。紛争という言葉がいいかどうかわかりませんけれども、そういう問題の未然防止の観点での見直しということと、あと、IAMも含めた様々な先行事例の調査・収集をもう少し深掘りする必要があるかということで、これはご意見として頂戴した形で現在はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ほかに会議室でご参加の委員の皆様、ご発言ありましたら。

ちょっと今議論が異議申立手続の調査の進め方ということとスケジュールということで、若干混乱して大変申しわけございません。まず確認ですけれども、田辺委員、村山委員、織田委員、木口委員、異議申立の調査の見直しの手続に関して補足あるいは不十分な点がありましたら確認のためご発言をいただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。ちょっと異議申立の手続の見直しに関しての内容に関して補足などがございましたら意見を頂戴したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

先ほどいくつかレスポンスさせていただいておりますけれども、それで十分かどうか、これから 考える課題が多かったと思いますけれども、もし補足ありましたら頂戴しますけれども、よろしい でしょうか。

あと、スケジュールにつきまして後ほどまとめてもう1度改めて整理させていただいたうえでお話をいただきたいと思いますので、持田委員、村山委員、ちょっとお待ちいただきたいというふうに思います。

それでは、もう1度確認になりますけれども、今岡田さんからご説明のありました異議申立手続要綱の見直しの調査をこれから着手するという段階に入っておりますけれども、いくつか木口委員、鈴木委員から見直しの作業における重要な視点をいただきましたけれども、加えてご発言ありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。

リモートでご参加の委員の皆様、いかがでございましょうか。

会議室でご参加の皆様、よろしいでしょうか。

八木委員、どうぞ。

〇八木委員 異議申立手続要綱の見直しの進め方の話と追加の調査、意見の評価、収集・分析について、先ほどの委員の方からの発言では、実際に異議申立手続要綱見直しの影響を受ける人の意見を広く吸い上げるということと、異議申立手続の考え方が変わってきていることから、他のMDGsのIAMの事例を紹介していただき、ここでの議論の参考にするということ、その二つの指摘があったと思います。環境社会配慮ガイドライン自体の見直は、助言委員会でまずレビュー調査をやり、助言委員会の先生方による包括的な検討というプロセスがあったのに対し、異議申立手続要綱のほうはそれら無しでスタートすることから、特に後者のインプットが非常に重要であり、ぜひやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇原嶋座長 タイミングがずれているんですよね。ありがとうございます。

ほかに繰り返しになりますけれども、異議申立手続要綱の見直しの方法についてご説明いただきまして、いくつかの重要な視点を頂戴いたしました。もう1度確認になりますけれども、この点について追加でご発言ございましたらいただきますけれども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

田辺委員、どうぞ。

〇田辺委員 先ほど世銀のインスペクションパネルが非常に案件数も多いという中で、日本の異議申立の数が非常に少ないということだったので、特に世銀のインスペクションパネルがどのような周知活動というか、広報活動を行っているのかというところはきちんと押さえておいたほうがいいかなというふうに思っておりますので、ぜひ調査をしていただければというふうに思います。

〇原嶋座長 ありがとうございます。今のは重要なコメントとして承ります。世銀を含めてMDGs のいろいろな経験値というのをどう集めるかということが課題だということは承りました。

ほかにございますでしょうか。この後、ちょっとスケジュールについて確認をさせていただきますけれども、異議申立手続の見直しの進め方についてご意見をまずいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ちょっと一言だけ対応で何か事務局からお願いします。

〇折田 まさに座長のほうからおっしゃっていただきましたとおり、手順についての素案を出させていただきまして、大変今後の進め方に参考になるご意見を、たくさん賜りました。改めて今日のご意見をきちっと受け止めた形でプロセスについても検討して、またご報告しお諮りしたいと思います。ありがとうございます。

〇原嶋座長 ちょっと盛りだくさんで、結構大変ですよね。頑張ってください。ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、どうぞ。

〇鈴木委員 すみません。この異議申立のサブスタンスについては後ほどというふうに、20日までは手続についての意見というお話だったと思うんですけれども、実は異議申立に関するサブスタンシャルな話というのは、まさにガイドラインそのものに直接リンクする話なんですね。要するにこういう点で異議申立があったと、ここが問題だったと。それをどうガイドラインあるいはガイドラインの運用の中で反映していくかということが必要になってくるので、その意味ではやっぱり同時並行でやってほしかったなということがあるわけです。別途後から異議申立のサブスタンスに関す

る意見というよりも、やはりできる限り10月20日もしくはそのちょっと後ぐらいまでに異議申立から得られたサブスタンシャルなコメントというものは盛り込んでおくべきと、そういう理解でよるしいですか。それとも、また別途の機会に後日異議申立に関するサブスタンシャルな問題点についての手続的な話じゃなくて中身の何が問題だったかということについての意見聴取というか、意見提出の機会があるというふうに理解すべきなんでしょうか。

〇原嶋座長 ありがとうございます。問題の未然防止という観点から言えば、ガイドラインの本体がしっかりしていないと問題の未然防止にはなかなかなりませんので、そういう意味ではガイドラインの本体と異議申立両方に関わるところでご意見が既にあるものについては遠慮なく承るという方向で事務局のほうも対応していただきたいと思います。

併せてタイミング的には多分後ほど説明がありますけれども、最終的にはどこかで収れんしていくんですよね。進行としてはちょっとずれているので、ちょっと気になるところではありますけれども、一応全体の進行としては後ほど申し上げますけれども、来年の4、5、6月あたりにガイドラインがある程度まとまって、異議申立もそれなりにまとまるということが予定されている、それをパブリックコメントにかけるという予定になっておりますので、それについては後ほどその他のところで事務局からもう1度確認させていただきます。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。異議申立手続の見直しについてでございますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、一旦ここでこの問題については締めくくりとさせていただいて、その他ということで 後ほどまた全体にわたってご意見を頂戴しますけれども、まず先ほど村山委員、杉田委員からご指 摘をいただいておりますし、先ほどちょっと説明はいろいろ混ざったところがございますけれども、 今後のスケジュールと意見を頂戴する形式というか段取りについて、今の事務局側の考えを説明し ていただきます。お願いします。

〇古賀 事務局の審査部、古賀よりご説明いたします。

今ありました今後の諮問委員会の進め方について事務局よりご提案を説明させていただきます。 2点ございまして、まず1点目が今頂戴したいと申し上げておりますご意見の内容について、2点目がいただいたご意見の取り扱いについて、以上2点を説明させていただきます。

まず1点目ですが、第2回においても少し頭出しをさせていただきましたが、これまでの議論を踏まえまして、委員の皆様に10月20日というのが一つの目途とさせていただければと思っておりますが、それまでにご意見がある方には事務局宛てにお送りいただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

本諮問委員会については、今も議論にありましたように環境ガイドライン本体と異議申立手続要綱、それぞれについて議論の進め方が異なっておりますので、それぞれ次に説明させていただく内容についてのご意見があれば頂戴したいと考えております。

まず、ガイドラインの本体ですけれども、こちらは本日と先月、過去2回にわたりましてガイドラインの見直しに関するレビュー調査、それから、包括的な検討を通じて抽出、議論された論点および各論点に関する議論のポイントあるいはいただきました助言について事務局より説明をさせていただきました。これらの説明およびその他に対するご意見があれば頂戴できればと考えております。今後、いただいたご意見を踏まえて事務局からガイドライン改定の方針案を説明させていただ

きたいと考えております。

なお、方針案の説明に際しましては、本日この委員会の全体に対して近藤委員や山谷委員からも ご意見いただきました点を踏まえて、説明については工夫させていただきたいと考えております。

以上がガイドライン本体でして、続きまして、異議申立手続要綱に関して頂戴したいと考えております意見ですけれども、本日説明させていただいた要綱改定の進め方についておよびその他論点等があればご意見を頂戴したいと考えております。ご意見は今挙げた要綱、改定の進め方に限定するものではなく、委員の皆様から何があれば自由にお寄せいただきたいと考えております。

また、ガイドライン本体と異議申立手続要綱、両方に共通することになりますけれども、まず諮問委員会の設置目的ですが、こちらは政策に関わる議論を行う場ではないということ、また、個別案件の対応を扱う場ではないということはご留意いただければありがたいと存じます。また、木口委員から第1回会合の前にご提出いただいておりますNGO団体からの意見書を2点頂戴しておりますが、こちらもこの委員会に向けたご意見ということで一緒に扱わせていただきたいと。資料も次の第4回諮問委員会の前に配付をさせていただきたいと考えております。

それから、各業界団体からの推薦で委員になっていただいている方々もいらっしゃいますが、各 業界のご意見を取りまとめていただくということも大変ありがたいと考えております。ただ、ご提 出いただいた際は、ご提出くださった諮問委員のご意見としてこの委員会での議論の場では扱わせ ていただくということを考えてございます。

それから、ご提出いただいたご意見は諮問委員会の配付資料として、もし公開に適さない情報が 含まれていればその部分は除きますけれども、基本的には公開させていただく予定でございます。

以上、10月20日を一応目途にということで事務局からはお願いいたしますが、ご意見がある方は 事務局宛てにお送りいただくということで、この諮問委員会に向けてご意見を頂戴できればありが たいというふうに考えております。

以上が1点目の説明です。

2点目として、皆様からいただいたご意見をどうこの委員会で取り扱うかというところでございますが、事務局としては次のようにガイドライン本体と異議申立手続要綱、それぞれについて考えてございます。

まず、ガイドライン本体ですけれども、こちらは頂戴したご意見は議論がしやすいように事務局のほうでテーマ①から⑧までこれまで出てきていると思いますが、そのテーマおよびそこに当てはまらない場合はその他ということで分類整理をしたうえで、第4回の諮問委員会の開催前に事前配付をさせていただきます。併せてご意見の写しそのものですね、ご意見そのものの写しも委員の皆様に配付させていただきます。第4回諮問委員会の当日にテーマ①から順番にご意見の概要を事務局で整理し、説明をしたうえで必要に応じて委員ご本人の方にご意見の趣旨等を補足いただくとともに、諮問委員の皆様の間および事務局との間でご意見に関しての議論をさせていただきたいと考えております。こちらはご提出いただくご意見の数、ボリューム等に応じまして第4回、それから、第5回と継続していく可能性もあるかなというふうには考えております。

以上がガイドラインの本体でして、異議申立手続要綱に関しましては、頂戴したご意見を踏まえて第4回の諮問委員会で、こちらは本体と同じように必要に応じて委員ご本人の方に趣旨等を補足いただくとともに、委員の皆様の間および事務局との間での意見交換を行いたいと考えております。

今後のスケジュールの関係上、第4回の諮問委員会での議論を踏まえて要綱改定の進め方を決めさせていただきたいと考えております。

改定の進め方ではなく論点に関するご意見につきましては、要綱改定に関する議論が先ほども出てきたように来年の4月以降を予定してございますので、その中で取り上げることを予定しております。

以上がいただいたご意見の取り扱いについての事務局からのご提案でございます。

以上、事務局からの説明になります。

〇原嶋座長 ありがとうございます。

村山委員、10月20日の件については、正確に今日ご提案をしてご了解いただくという方向でございまして、大変順番が入れ違いまして申しわけございませんでした。今10月20日でちょっとリードタイムとして十分かどうか、事務局側の準備もありますので、その点、斟酌したうえでご対応をお願いしたいと思います。

今のご説明についてご質問あるいはご指摘ございましたら頂戴したいと思いますけれども、まず リモートでご参加の委員の皆様、ご発言ありましたらサインをお願いします。

先ほど田辺委員、サインを出されましたか。田辺委員、聞こえますか。 どうぞ。

〇田辺委員 すみません。改定案の出し方なんですが、このガイドラインを作る前の2010年のガイドラインの改定委員会のときは、確か座長案という形で取りまとめていったかと思うんですが、今回JICA側から案を出されるという方法については、要は委員会で座長案というふうにするのか、それともJICA側から事務局提案という形にするのかによって大きくこの位置づけが変わると思うので、そのあたりの整理をちょっと1回したほうがいいかなと思っています。

〇原嶋座長 ありがとうございます。ちょっと確認ですけれども、形式の問題もあろうかと思いますけれども、最終的には諮問委員会の大枠のコンセンサスという形ができれば理想的なわけですけれども、そのプロセスの段階で事務局側から出すということと、座長から出すあるいは委員からまた個別に出てくるかもしれませんけれども、そのプロセスの違いというのは結果にどういう形で変わってくるかもう少し具体的に教えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか、田辺委員。

〇田辺委員 委員会から出す場合は、それぞれ委員がもし委員の間もしくは委員とJICAの間で意見が異なっている部分を恐らく並行させたまま出すという形になると思うんですよね。他方でJICA側から出す場合、あくまでJICAの意見、いろんな各委員からいただいたコメントを受けてJICAとして判断して、理由も併せてJICAの意見として出されるということが大きな違いかなと思いますが、ただ、最終的にそれをどうこの委員会の中で議論するかというところは、最後の行き着くポイントというのは同じだとは思うんですが、より論点としてクリアになり得るのかなと思っておりますが、座長案という形で出すと。

〇原嶋座長 ありがとうございます。恐らくざっくばらんに言ってしまうとあまり変わらないという感想を持っていますが、今のご指摘の点も踏まえてちょっと議論させていただいて、また方法をご提案します。

ほかにリモートでご参加の委員の皆様。村山委員、大変失礼しました。10月20日の件、もう1度

確認させていただきたいと思いますけれども、ご意見等ございましたらいただけますでしょうか。 村山委員、聞こえますか。

〇村山委員 ありがとうございます。特にご説明については、手続の期間的なものについては意見はありません。ただ、異議申立については先ほど会場からもご意見あったように、特に基本的な情報がなくて議論が進んでいるような気がしますので、レビューまではいかなくても、これまでの実績程度は1度情報のご提供があってもいいのではないかと思うのですが、早めの時期にこの点についてはご検討いただければと思います。

〇原嶋座長 ちょっと後ほどまとめて事務局からお話をいただきますけれども、一応スケジュール 感、10月20日というのはちょっと厳しい感じがしますので、その後ですけれども、ただ、4回目に 一応ある程度ご意見を出していただきたいということがありまして、ただ、その後もご意見を排除 するという趣旨ではありませんので、ご了承いただきたいというふうに存じます。今、異議申立の 件については後ほど事務局で対応いただきます。

ほかにリモートでご参加の皆様、ご意見ございますでしょうか。

なければ、とりあえず会議室でご参加の委員の皆様、今の説明についてご質問等ありましたらい ただきますけれども、よろしいですか。

では、事務局のほうで今、村山委員からのご指摘の点、異議申立の手続全体が遅れているということをどう補うかという点についてお願いします。

〇折田 これまでの実績について何度かコメントをいただいて、本日ご意見を賜っていますけれども、実績自体はこれまでの取り上げられたもの、それから、取り上げられなかったもの、全てホームページに上げているところではございます。そういう意味ですと、情報自体があるものはホームページに出させていただいているというのがまず一つ。

それから、二つ目としまして、一方で、ガイドライン本体のほうはレビュー調査に始まって改定にむけた2年間の助走をすでにしているわけですけれども、異議申立のほうはそもそもの規定のところで、ガイドラインに合わせてこれまでいただいた申立人と審査役からいただいた意見をもってという、比較的簡便な形で持って進めることがもともと想定されていたということもあって、おっしゃるとおり、これまでの分析状況が薄いところも否めません。

そういう意味でも、第4回までの時点でも結構ですのでご意見を賜って、それをご指摘いただい た部分と合わせた形でまたご提示という方向で事務局で検討させていただきたく、次回まで私ども も準備させていただければと思います。

以上です。

〇原嶋座長 ありがとうございます。

杉田委員、先ほどご質問いただいた点について十分対応ができておりますでしょうか。杉田委員、 聞こえますか。

〇杉田委員 お話を伺いまして、理解できました。1点だけちょっと念のため確認なのですけれども、この意見を提出した後に公開予定だというお話がありました。これは取り扱い方として二つ目にご説明のあったこの話につながっていくものという理解でよろしいんですね。要するにこの委員の中で議論しやすいように、それぞれ意見を出し合った方との意見交換を経て、その後に公開されていくということになるんでしょうか。

以上です。

〇古賀 ありがとうございます。

公開につきましては、第4回の委員会の資料としましては事務局のほうで整理・分類したものが 資料として公開されます。ただ、それの添付資料として皆様から頂いた資料は、そのままの形でも 基本的には公開させていただくということで考えております。

以上です。

〇原嶋座長 恐らく会議資料という形で公開されるという形ですね。

杉田委員、いかがですか。

- 〇杉田委員 会議資料という形で閉ざされた中での公開というふうに理解いたしました。それでよろしいですね。ホームページ等での公開とかではなく。
- 〇古賀 ありがとうございます。

本諮問委員会の会議資料は基本的に全てJICAウェブサイトで公開されておりますので、そういった公開になります。

- 〇杉田委員 承知しました。ありがとうございました。
- 〇原嶋座長 あと、ご意見を頂戴する際、先ほど近藤委員、山谷委員からは個別テーマに特定した 内容というよりは全体を俯瞰したバランスなども含めてご意見は歓迎いたしますので、頂戴できれ ばというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、全体にわたりまして、もし振り返りましてご意見などありましたら最後に頂戴いたしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

まず、リモートでご参加の委員の皆様、もし全体にわたりましてご意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

あと、戻りまして、会議室でご参加の委員の皆様で全体にわたりまして何か最後にご発言を希望 される場合には頂戴しますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど段取りについて事務局からご説明した内容は、ちょっと内容が豊富ですので、メモか何かでもう1度委員の皆様にお送りいただくということでよろしいですか。

- ○古賀 承知しました。追って事務局からメールを差し上げます。
- 〇原嶋座長 あと、事務局から何か最終的に確認すべき点などございますか。

傍聴室にいらっしゃる皆様、最後になりましたけれども、全体にわたりましてもし発言を求められる方がいらっしゃればサインを送っていただきたいんですけれども、傍聴室にいらっしゃる皆様、聞こえますでしょうか。

- 〇加藤(め) すみません。202傍聴室、特にご意見ございません。
- 〇原嶋座長 ありがとうございます。今日はちょっと傍聴室に振るタイミングが遅れまして、申しわけございませんでした。

それでは、よろしいでしょうか。

もう1度戻りますけれども、リモートでご参加の委員の皆様、ちょっと時間的には最後になって まいりましたけれども、ご発言の必要のある方についてはサインを頂戴いたします。よろしいでしょうか。

会議室の皆様、よろしいでしょうか。

では、事務局、日程か何かを確認するんでしょうか。よろしくお願いします。

〇古賀 ありがとうございます。

最後第4回、次回の諮問委員会のご案内だけさせていただきます。次回、2020年11月10日火曜日、本日と同じ時間、2時から5時で予定しております。場所はJICA本部113会議室およびオンライン、Teamsでの開催を予定してございます。よろしくお願いいたします。

〇原嶋座長 どうもありがとうございました。

今ご案内のとおり11月10日、この回ではまた皆さんのご意見をある程度まとめる形で頂戴するということで予定しております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは、特になければ本日の第3回JICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

17:30閉会